

研究開発の事業評価書

(事前評価)

令和3年8月

農林水産省

研究開発の事業評価書（事前評価）

1. 政策評価の対象とした政策

行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づき、評価を義務付けられた研究開発事業について、次の研究制度及び委託プロジェクト研究課題の計3件を対象として、令和3年度新規・拡充予算要求の実施の可否等の判断に資するため、事前評価を実施した。

【研究制度】

- ・農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究（拡充）
- ・農林水産研究推進事業のうち輸出等新需要対応研究（新規）

【委託プロジェクト研究課題】

- ・農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究（拡充）

2. 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

農林水産技術会議において、令和3年8月に実施した。

3. 政策評価の観点

行政機関が行う政策の評価に関する法律、農林水産省政策評価基本計画（参考資料1）、農林水産省における研究開発評価に関する指針（参考資料2）及び研究開発評価実施要領（参考資料3）に基づき、必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行った。

4. 政策効果の把握の手法及びその結果

研究制度及び委託プロジェクト研究課題を担当する農林水産技術会議事務局の研究開発官等が、①農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た重要性、②国が関与して推進する必要性、③目標の妥当性、④社会・経済等に及ぼす効果等の明確性、⑤研究制度の仕組みや研究計画の妥当性を把握し、評価個票（別添）に取りまとめた。

5. 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

評価に当たっては、農林水産技術会議の専門委員（参考資料4）によって構成される評価専門委員会を開催し、十分に審議を行った。

なお、専門委員は外部の学識経験者に加え、農林漁業者及び産業界等の民間の有識者を選任している。

6. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価には、研究制度及び委託プロジェクト研究課題ごとの評価個票等（別添）を

資料として使用した。

なお、資料については、農林水産技術会議ホームページ (<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/hyouka/menu.htm>) や本評価担当窓口である農林水産技術会議事務局研究企画課において閲覧可能となっている。

7. 政策評価の結果

事前評価を行った3件の研究制度及び委託プロジェクト研究課題において、「研究制度（研究課題）は重要であり、内容は適切」とされた。

(別添)

評価個票等

目次

研究制度

- | | | | |
|---|-----------------------------|-------|---|
| 1 | 農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究（拡充） | | 1 |
| 2 | 農林水産研究推進事業のうち輸出等新需要対応研究（新規） | | 9 |

委託プロジェクト研究課題

- | | | | |
|---|--------------------------|-------|----|
| 1 | 農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究（拡充） | | 15 |
|---|--------------------------|-------|----|

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名	農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究（拡充）	担当開発官等名	研究企画課 研究統括官（生産技術） 研究開発官（基礎・基盤・環境）
		連携する行政部局	新事業・食品産業部食品製造課 農産局穀物課 農産局園芸作物課 農産局農産政策部農業環境対策課 畜産局畜産振興課 畜産局飼料課 農村振興局農村政策部地域振興課 農村振興局整備部農地資源課 農村振興局整備部水資源課 林野庁森林整備部森林利用課
研究期間	R 2～R 7（6年間） （うち、R 4拡充課題はR 4～R 6の3年間）		
総事業費	52.4億円（見込） うち拡充分29.4億円（見込）		

研究制度の概要

本制度は、農林漁業者等のニーズを踏まえ、現場では解決が困難な技術的問題を研究課題化し、現場への普及まで視野に入れた研究開発を実施する仕組みである。

平成30年度から令和3年度まで23課題に取り組んでおり、令和4年度は、「みどりの食料システム戦略」（食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立）の実行に向けて、生産振興部局等と連携して4つのプロジェクト12課題を課題化し研究開発を推進する。

なお、現場の課題の解決に資するため、研究課題の成果を早期に普及、横展開することが重要であることから、研究期間を3年間とし、速やかに現場実装できる研究開発を進める。

（1）有機農業（※1）の生産体系の構築に向けたプロジェクト

①有機農業推進に向けた基盤的研究開発

- 課題1：有機農業で活用しやすい高品質な堆肥生産技術の開発
- 課題2：有機農業を推進するための深水管理（※2）による省力的な雑草抑制技術の開発
- 課題3：輪作体系における持続的な小麦生産の実現に向けた減肥・減農薬栽培技術の確立
- 課題4：園芸作物における極端気象（※3）に対応した障害回避技術の開発

②地域に応じた有機農業の体系化

- 課題5：地域に応じた有機農業の体系化

（2）生産性と両立する持続的な畜産プロジェクト

- 課題6：子実用とうもろこし（※4）（国産濃厚飼料（※5））の安定多収生産技術の開発
- 課題7：鶏及び豚の快適性により配慮した飼養管理技術の開発

（3）加工・流通の合理化・適正化プロジェクト

- 課題8：汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業（※6）技術の開発

（4）食料システムを支える持続可能な農山漁村創造プロジェクト

- 課題9：土地利用形態別災害防止機能（※7）の評価手法の開発
- 課題10：農業用ダムの事前放流における管理システムの開発
- 課題11：園芸作物における強風災害対策技術の開発
- 課題12：山村地域へのESG投資（※8）を呼び込む森林体験効果（※9）の「見える化」技術の開発

1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）	
中間時（5年度目末）の目標	最終の到達目標
	研究開発に主体的に参画した農林漁業者等が研究後速やかに実践可能な技術を12以上開発、マニュアルを12以上作成
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R7年度～）	
研究開発に主体的に参画した農林漁業者等が、開発した技術を実践することにより、2030年までに研究成果の普及を図ることで、「みどりの食料システム戦略」が目指す化学農薬や化学肥料使用量の低減、有機農業取組面積の拡大、労働生産性向上等の目標に貢献し、農林水産業の生産性向上と持続性を両立。所得向上や産出額増加など360億円以上/年の経済効果を試算。	

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：A
<p>①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性</p> <p>本制度は、現場のニーズを踏まえ、明確な研究目標を立案し、農林漁業者等、民間企業、大学、研究機関、地方公共団体、普及組織等と連携しながら、現場での実装を視野に入れた研究開発を進める制度であり、現場のニーズを的確に反映した研究開発が実現できるため重要性は高いものとなっている。</p>	
<p>②研究制度の科学的・技術的意義</p> <p>科学技術・イノベーション基本計画（令和3年）でも指摘されているように、科学技術は、国民一人ひとりに寄り添った利便性の高いサービスを提供するとともに、様々な社会課題を解決し、持続可能で強靱な社会を構築していくことが強く求められている。本制度で実施する各研究課題は、現場のニーズを踏まえ、課題化したものであり、研究コンソーシアムに農林漁業者等が必ず参加して研究開発を行うことで、その研究成果は農林漁業者等が現場で取り組みやすいものとなることから、実用性は十分であり、科学的・技術的な意義が高いものとなっている。</p>	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：A
<p>①国自ら取り組む必要性</p> <p>本制度は、</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 現場のニーズを踏まえ、明確な研究目標を立案し、農林漁業者等、民間企業、大学、研究機関、地方公共団体、普及組織等と連携しながら、現場への実装を視野に入れた研究開発を進めるものであり、国民や社会のニーズを的確に反映した課題設定をしていること、 b. それらの課題は、わが国の研究勢力を集結して、総合的・体系的に推進すべき課題や、多大な研究資源と長期的視点が求められ、個別機関では担えない課題として、国自らが企画・立案し重点的に実施するものであり、地方自治体・民間等に委ねることはできないことから、国費を投入して国自らが取り組む必要がある。 	
<p>②他の制度との役割分担から見た必要性</p> <p>本制度は、国内農林水産業の生産基盤強化に向けて、先端技術のみならず、現場のニーズに即した様々な課題に対応して実施するものであり、現場のニーズを的確に反映した研究開発を推進する上で必要性が高い。</p>	
<p>③次年度に着手すべき緊急性</p> <p>本制度は、喫緊に対応すべき農林水産業の現場の課題について、その課題の解消に直結する研究開発を実施するものであり、各研究課題について速やかに実施し、現場実装する必要がある。このため、研究期間を3年間とし、速やかに現場実装できる研究開発を進めることとしている。</p>	
<p>【例】</p> <p>(1) 有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト</p> <p>①有機農業推進に向けた基盤的研究開発</p>	

<課題1：有機農業で活用しやすい高品質な堆肥生産技術の開発>

・家畜排せつ物を十分に好気性発酵（※10）させて生産された高品質な堆肥へのニーズが高まっている一方で、畜産農家では、働き手の確保が困難な状況にあるため、堆肥生産に費やす時間的余裕や労力が不足していることから、省力的かつ効率的に好気性発酵を促進させた高品質で有機農業等に活用しやすい堆肥を生産するシステムの構築が求められている。

（2）生産性と両立する持続的な畜産プロジェクト

<課題6：子実用とうもろこし（国産濃厚飼料）の安定多収生産技術の開発>

・水田を生産基盤としたとうもろこし子実生産による地産地消の進展は、飼料自給率の向上とともに、輸送に伴う温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待される。しかしながら、現状では湿害や虫害、赤かび病（※11）など各種の生育阻害要因による減収や品質低下が多発しており、高い生産性と両立する持続的生産体系への転換に向けては、化学肥料と化学農薬使用量を削減した安定多収・高品質生産技術を確立することが急務である。

（3）加工・流通の合理化・適正化プロジェクト

<課題8：汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業技術の開発>

・食品産業の現場では、労働力不足の解消と労働生産性向上が急務であり、AI（※12）やロボット等の先端技術の導入による労働生産性の向上が期待されるものの、食品業界の太宗を占める中小企業への水平展開を図るためには、業界へのヒアリングにより、導入コスト等のハードルが高いことが明らかとなった。このため、食品産業における労働力不足の解消と労働生産性の向上のためには、汎用性が高く、中小企業でも導入しやすいスマート食品産業技術の開発が急務である。

（4）食料システムを支える持続可能な農山漁村創造プロジェクト

<課題9：土地利用形態別災害防止機能の評価手法の開発>

・中山間地域等（※13）では、農業者の高齢化や担い手不足が進行し、今後、農業生産の維持がより困難になることが危惧される。また、農地の荒廃の進行に伴い、農業の多面的機能（※14）である災害防止機能が損なわれ、近年の地球温暖化の影響等による豪雨等の頻発化により、被害が拡大することが懸念されている。このため、高齢化や担い手不足の進行に対応し、災害防止機能を適正に発揮させる観点での粗放的利用（※15）等を含む最適な土地利用や維持管理の手法の開発が必要である。

3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性

ランク：A

①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性

本制度は、研究課題へ主体的に参画した農林漁業者等が、研究終了後速やかに実践可能な技術を12以上開発、マニュアルを12以上作成することとしており、明確なアウトプット目標を設定している。

【例】

（1）有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト

①有機農業推進に向けた基盤的研究開発

<課題1：有機農業で活用しやすい高品質な堆肥生産技術の開発>

・既存の堆肥処理施設に導入できる高品質堆肥生産技術（温度や水分センサーで堆肥化の進行状況を把握し、品質が安定するよう、自動で最適な切り返し方法（時期、回数、堆積方法等）を知らせる低コストなシステム）の開発及びマニュアルの作成。

（2）生産性と両立する持続的な畜産プロジェクト

<課題6：子実用とうもろこし（国産濃厚飼料）の安定多収生産技術の開発>

・化学肥料と化学農薬の使用量を低減した高品質な子実用とうもろこしの生産技術の開発とマニュアルの作成及びとうもろこし子実生産が温室効果ガスや炭素貯留など環境に与える影響の明確化。

（3）加工・流通の合理化・適正化プロジェクト

<課題8：汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業技術の開発>

・食品産業の現場において、リモート化技術や、製造・洗浄等の汎用性が高い自動化ロボット、予防保全（※16）・品質管理の効率化に資する機械間のデータ連携技術等とともに、低コスト化や既存の整備の更新が不要なアタッチメント化技術等を開発。

（4）食料システムを支える持続可能な農山漁村創造プロジェクト

<課題9：土地利用形態別災害防止機能の評価手法の開発>

- ・土地利用、維持管理、地形、規模、気象条件等の違いによる農地の災害防止機能評価手法、災害防止機能および維持管理の手間軽減等の観点から最適な土地利用方法を選定する手法の開発およびマニュアルの作成。

なお、上記4課題以外にも全ての課題において、各年度の研究計画、中間及び最終到達目標を設定。

②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性

本制度は、研究課題へ主体的に参加した農林漁業者等が研究終了後速やかに実践可能な技術を開発することを目的としているため、妥当な水準のアウトプットと考えている。

【例】

(1) 有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト

①有機農業推進に向けた基盤的研究開発

<課題1：有機農業で活用しやすい高品質な堆肥生産技術の開発>

- ・家畜排泄物を十分に好気性発酵させて生産された高品質な堆肥へのニーズが高まっている一方で、畜産農家では、働き手の確保が困難な状況にあるため、堆肥生産に費やす時間的余裕や労力が不足している。
- ・本研究では、高品質な堆肥を生産している農家の堆肥化方法を分析し、繰り返し時期等を数値化、温度や水分センサーで堆肥化の進捗状況を把握し、堆肥の品質が安定するよう、自動で最適な繰り返し方法（時期、回数、堆積方法等）を農家に知らせる低コストなシステムを開発し、省力的かつ効率的に高品質な堆肥の生産ができるようにするほか、システム導入にともなう、堆肥の品質や堆肥化処理時の温室効果ガス排出に及ぼす影響を明らかにすることとしており、この課題に対し必要十分に対応できる。

(2) 生産性と両立する持続的な畜産プロジェクト

<課題6：子実用とうもろこし（国産濃厚飼料）の安定多収生産技術の開発>

- ・水田を生産基盤としたとうもろこし子実生産による地産地消の進展は、飼料自給率の向上とともに、輸送に伴う温室効果ガス排出削減にも貢献することが期待されるが、現状では湿害や虫害、赤かび病など各種の生育阻害要因による減収や品質低下が多発しており、今後の生産拡大のためには安定生産技術の確立が課題である。
- ・本研究では、耐病害性・耐湿性を兼ね備えた高収量品種の選定、UAV（※17）を活用した栽培管理技術の高度化、播種床造成（※18）方法や播種技術の改良による倒伏軽減技術の開発、化学肥料投入量を削減し、堆肥を主体とした栽培管理による高収量生産技術の開発、低コストで環境への負荷が少ない乾燥技術の開発することとしており、この課題に対し必要十分に対応できる。

(3) 加工・流通の合理化・適正化プロジェクト

<課題8：汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業技術の開発>

- ・食品産業の現場は、労働力不足の解消や労働生産性の向上が課題であり、AIやロボット等の先端技術の導入が期待されるものの、食品業界の太宗を占める中小企業への水平展開を図るためには、導入コスト等の課題がある。
- ・本研究では、AIやロボット技術により、様々な業種の製造や洗浄等に活用可能な汎用性が高い自動化技術の開発や既存のスマート食品産業技術の改良による低コスト化・アタッチメント化、異なる食品製造機械間のデータを繋いでビックデータ（※19）化し、食品の品質・衛生管理や製造機械のメンテナンスを効率化することとしており、この課題に対し必要十分に対応できる。

(4) 食料システムを支える持続可能な農山漁村創造プロジェクト

<課題9：土地利用形態別災害防止機能の評価手法の開発>

- ・中山間地域等では、農業者の高齢化や担い手不足が進行し、今後、農業生産の維持がより困難になることが危惧される。また、農地の荒廃の進行に伴い、農業の多面的機能である災害防止機能が損なわれ、近年の地球温暖化の影響等による豪雨等の頻発化により、被害が拡大することが懸念されている。
- ・本研究では、土地利用や維持管理（畦畔（※20）管理、田んぼダム（※21）等の排水管理等）、地形、規模、気象条件等の違いによる災害防止機能について、文献調査、現地観測、モデルシミュレーションの比較による評価手法を開発し、災害防止機能および維持管理の手間軽減等の観点から最適な土

地利用方法を選定する手法の開発やマニュアルの作成を行うこととしており、この課題に対し必要十分に対応できる。

なお、上記4課題以外にも全ての課題において、各年度の研究計画、中間及び最終到達目標を設定。

③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性

本制度の各研究課題については、以上のことから目標達成の可能性は高い。

4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性

ランク：A

①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性

本制度は、研究開発に主体的に参画した農林漁業者等が開発した技術を実践することにより、令和12年度（2030年度）までに研究成果を普及することとしており、360億円以上/年の経済効果を見込むなど、明確なアウトカム目標を設定している。

【例】

（1）有機農業の生産体系の構築に向けたプロジェクト

①有機農業推進に向けた基盤的研究開発

<課題1：有機農業で活用しやすい高品質な堆肥生産技術の開発>

- ・効率的な堆肥化技術の開発により、堆肥化処理期間を2割短縮。
- ・開発された堆肥化技術の導入により、堆肥が高品質化されることで販売価格が上昇し、畜産農家に年間252億円の所得増加が見込まれる。

（2）生産性と両立する持続的な畜産プロジェクト

<課題6：子実用とうもろこし（国産濃厚飼料）の安定多収生産技術の開発>

- ・とうもろこし子実収量800kg/10a以上を実現する安定生産技術が全国に普及するとともに、作付面積向上等の施策と合わせ令和12年度（2030年度）までに濃厚飼料自給率15%を達成。
- ・子実用とうもろこしの収量の向上と栽培面積の拡大により増産されることで、108億円の産出額増加が見込まれる。

（3）加工・流通の合理化・適正化プロジェクト

<課題8：汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業技術の開発>

- ・汎用性が高く導入しやすいスマート食品産業技術が業界全体に普及することで、令和12年度（2030年度）までに食品製造業の自動化等を進め、労働生産性を3割以上向上（平成30年（2018年）基準）。

（4）食料システムを支える持続可能な農山漁村創造プロジェクト

<課題9：土地利用形態別災害防止機能の評価手法の開発>

- ・令和8年度（2026年度）までに農地の維持が困難な100地域を活用し、粗放的利用等も含む最適な土地利用と災害防止機能の発揮を両立。

なお、上記4課題以外にも全ての課題において、アウトカム目標を設定。

②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）

公募の際、以下の事項について求めているとともに、外部有識者等を含めた審査委員会において審査することとしており、研究成果の普及・実用化等の道筋の明確化を求めている。

- 研究グループには農林漁業者等が必ず参画し、研究コンソーシアムの構成員となることを必須要件としていること。
- 研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の関係機関を参画させるよう求めることとしていること。
- 研究終了後、開発した技術の実用化に向けて、研究成果をどのような形で実用化・事業化、普及に結びつけるか、そのためにどのような体制を構築するか、提案書において明確にしておくこと。

5. 研究制度の仕組みの妥当性

ランク：A

①制度の対象者の妥当性

本制度は、現場のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、実装までを視野に入れた研究開発を推進していることから、農林漁業者等、民間企業、研究機関、地方公共団体、普及組織等で構成する研究グループを対象者としており、妥当である。

②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

農林漁業者等から聴取して得た技術的課題を踏まえ、直接現場と接する生産振興部局等と連携して「みどりの食料システム戦略」の実行にも資する明確な研究目標を定め、研究課題を設定している。また、以下のとおり、研究評価の実施を含む推進体制を確立しており、進行管理の仕組みは妥当である。

- a. 採択後の各研究課題については、外部有識者や関係行政部局の担当者等で構成する運営委員会において管理。
- b. 課室長級がプログラム・オフィサーとして課題の進捗管理や成果の取りまとめ等を行い、研究総務官がプログラム・ディレクターとして農林水産研究推進事業全体を統括。
- c. 課題実施2年目（終了前年度）には終了時評価を行い、研究の進捗や目標達成状況を評価するとともに、研究継続の妥当性、課題構成や予算配分の重点化等に関する判断を実施。

③投入される研究資源の妥当性

本制度において研究課題を設定して企画競争で公募する際には、研究テーマのみを提示するのではなく、各研究課題において、真に必要な研究内容の詳細（課題の背景、具体的な研究内容等）やこれに係る必要経費（限度額）を明示する。また、応募が1者であっても、当該応募が目標に達し得ないと審査された場合は、再公募を行う。採択された研究コンソーシアムの金額の妥当性についても外部有識者等が審査し、必要があれば経費の見直しを指示する。

【総括評価】

ランク：A

1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

- ・農林漁業者等のニーズを踏まえ、現場では解決困難な技術的な問題を普及まで視野に入れて研究課題化する本制度は、重要であり、研究を推進する意義は非常に高い。
- ・「みどりの食料システム戦略」と連動した課題設定も妥当である。

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- ・研究資源（資金）の配分については戦略的、重点的な配分をしていただきたい。
- ・農業従事者が積極的に参画できる制度となるよう心掛けるとともに、現場にスムーズに導入できる技術とするため、導入する側が効果をイメージしやすい指標の表現にも配慮していただきたい。また、有機農業における生物多様性への貢献等、数値化が困難であるが成果の普及・活用にとって重要な指標についても検討していただきたい。
- ・確実に社会実装に導くための様々な条件整備も併せて検討する必要がある。環境直接支払制度など既に行っている様々な施策、制度との整合、連携や、得られた成果物の効果的な普及方策なども十分に検討していただきたい。
- ・経産省など既の実施されている事業の成果を活用していただきたい。
- ・そもそものニーズ把握については、多角的な方法で情報を収集するような仕組みを検討していただきたい。

[事業名] 農林水産研究推進事業のうち現場ニーズ対応型研究

用語	用語の意味	※番号
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。	1
深水（ふかみず）管理	水田において水深を深く管理すること。水稻を水没させずに雑草だけを水没させたりすることで、除草の効果がある。	2
極端気象	過去に起こってきた気象現象とは大きく異なる高温や低温、強風、豪雨等の気象現象。	3
子実用とうもろこし	とうもろこしの雌穂のうち子実（穀実）のみを収穫・利用する目的で栽培されたとうもろこし（雌穂とはとうもろこしの芯、実（子実）とこれを包む皮をいう）。	4
濃厚飼料	穀類（とうもろこし、こうりゃん等）、大豆油粕、糠（フスマ、米ヌカ等）等エネルギーやたんぱく質が豊富で、これらの供給源として重要な飼料。	5
スマート食品産業	AIやロボット技術を活用して、省力化・効率化や、安定生産と品質の高位平準化等を実現する新たな食品産業のこと	6
災害防止機能	農業生産活動を通じて、斜面の崩壊を未然に防止したり、洪水を防止・軽減したりする働き。日々の農作業により崩壊の初期段階を発見・補修し、田畑の耕作により地下水の浸透を遅らせ土砂崩壊を防止したり、田畑に雨水を一時的に貯めることにより洪水を防止・軽減したりする。	7
ESG投資	従来財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資のこと。特に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会（オポチュニティ）を評価するベンチマークとして、SDGs（持続可能な開発な開発目標）と合わせて注目されている。	8
森林体験効果	森林体験活動※により得られる個人・組織への効果で、例えば、個人への効果としては、気分・心理・回復感、生活習慣、ストレス状況、労働生産性などの変化が、組織への効果としては、ワークエンゲージメント、コミュニケーション活性度、離職率などの変化が想定される。（※森林体験活動とは、利用者の心身等への影響が改善するよう、ガイドが森林空間を活用した体験プログラムを提供する活動で、例えば、森林セラピーや森ヨガなどがある。）	9
好気性発酵	酸素を使って生育する微生物による有機物の分解を通じて付加価値が高まること。	10
赤かび病	とうもろこしの主に雌穂に糸状菌が感染することで、家畜に有害なカビ毒が産生される病害。	11
AI	Artificial Intelligence（人工知能）の略。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。	12
中山間地域等	山間地やその周辺の地域で地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。	13
農業の多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農業生産活動により生ずる、農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。	14
粗放的利用	放牧、景観作物の栽培などの管理の手間が少ない土地の利用。	15
予防保全	あらかじめ定めた基準や手順に従って計画的かつ定期的な作業を行うことによって、生産ラインにおける機械設備の故障、不具合発生、性能低下などを未然に防ぐ保全方法。	16
UAV	Unmanned Aerial Vehicle（無人飛行機）の略。無人ヘリやドローンのことを指す。	17
播種床造成	作物の播種をする際の土壌の状態を整えること。	18
ビッグデータ	一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデ	19

	一タの集合を表す用語。	
畦畔（けいはん）	水田に流入させた用水が外にもれないように、水田を囲んで作った盛土等の部分のこと。畦畔の形成、整形、補修、除草等の管理作業が必要。	20
田んぼダム	田んぼの排水口に小さな穴の空いた調整板を設置し、水の流出を抑制することでダムの役割を果たす田んぼのこと。大雨の時に水田内に水を貯留させ下流域の洪水を軽減する取組。	21

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名	農林水産研究推進事業のうち輸出等新需要対応研究（新規）	担当開発官等名	研究統括官(生産技術)
		連携する行政部局	研究企画課 農産局穀物課 農産局園芸作物課 畜産局畜産振興課 畜産局飼料課
研究期間	R 4～R 8（5年間）		
総事業費	15億円（見込）		
研究制度の概要			
<p>本制度は、輸出拡大におけるニーズも踏まえ、関係者が連携しながら国内外の新たな需要に応じた生産・供給量や品質を確保するための技術開発を実施し、その成果の活用を促進する仕組みである。</p> <p>高品質な国産農畜産物は、国内外から高い評価を得ているものの、消費者や流通業者などの需要が変化していることから、国内外の需要の変化に対応出来る生産構造（※1）を構築する必要がある。また、高品質な農畜産物の省力的で安定的な生産実現に向けた新品種・新技術の開発の推進が必要である。</p> <p>このため、R 4年度については6課題を課題化し研究開発を推進する。なお、研究期間はいずれもR 4～8年度までの5年間としている。</p> <p>課題①：いちごの輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発 課題②：かんしょ輸出産地を支えるサツマイモ基腐病（※2）総合的防除体系の開発 課題③：カンキツ輸出に向けた高糖度果実安定生産技術と鮮度保持（※3）技術の確立 課題④：花きの輸出産地づくりに対応した生産技術体系の開発 課題⑤：輸出拡大に直結する青果用かんしょ（※4）の出荷工程における腐敗低減技術の開発 課題⑥：ばれいしょの輸出産地形成に対応したジャガイモシストセンチュウ類（※5）抵抗性品種と総合防除技術の開発</p>			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
（空白）		需要に応じた生産・供給量を確保するために必要な新品種・新技術を5件以上開発。	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（R 9年～）			
輸出拡大に向けた技術的課題を含む輸出等の新需要に対応する研究開発を行うことにより、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標の達成に貢献する。			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：A
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 本制度は、輸出拡大におけるニーズを踏まえ、農林漁業者等、民間企業、大学、研究機関、地方公共団体、普及組織等と連携しながら、輸出拡大における課題を視野に入れた研究開発を進める制度であり、輸出拡大におけるニーズを的確に反映した研究開発が実施できるため重要性は高いものとなっている。	

②研究制度の科学的・技術的意義

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R2）において、輸出の障害を克服するため、政府一体で取り組む体制の整備を含めた取組を効果的に推進する必要があるとされており、その中の一つとして品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題の把握とその解決のための技術・研究開発等を行うこととされている。

本制度で実施する各研究課題は、この輸出拡大における技術的課題を踏まえ、その解決のための技術・研究開発を行うために課題化したものであり、科学的・技術的な意義が高いものとなっている。

2. 国が関与して研究制度を推進する必要性

ランク：A

①国自ら取り組む必要性

本制度は、

- a. 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における課題を踏まえ、明確な研究目標を立案し、農林漁業者等、民間企業、大学、研究機関、地方公共団体、普及組織等と連携しながら、研究開発を進めるものであり、国民や社会のニーズを的確に反映した課題設定をしていること
- b. それらの課題は、わが国の研究勢力を集結して、総合的・体系的に推進すべき課題や、多大な研究資源と長期的視点が求められ、個別機関では担えない課題として、国自らが企画・立案し重点的に実施するものであり、地方自治体・民間等に委ねることはできないこと

から、国費を投入して国自らが取り組む必要がある。

②他の制度との役割分担から見た必要性

本制度は、国内農林水産物の生産基盤強化に向けて、先端技術のみならず、輸出拡大におけるニーズに即した様々な課題に対応して実施するものであり、輸出拡大を的確に反映した研究開発を推進する上で必要性が高い。

③次年度に着手すべき緊急性

本制度は、喫緊に対応すべき輸出拡大における課題について、その課題の解消に直結する研究開発を実施するものであり、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円にするとの目標を達成するため、各研究課題について速やかに実施する必要がある。

3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性

ランク：A

①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性

本制度は、需要に応じた生産・供給量を確保するために必要な新品種・新技術を5件以上開発することとしており、明確なアウトプット目標を設定している。

また、全ての研究課題において、各年度の研究計画、中間及び最終到達目標を設定している。

②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性

本制度は、輸出目標（令和12年度において5兆円）の達成のため、研究終了後速やかに実践可能な技術を開発することを目的としているため、妥当な水準のアウトプットと考えている。

また、各研究課題において設定している各年度の研究計画、中間及び最終到達目標についても、目標の水準に対し妥当と考えている。

【例】

<課題①：いちごの輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発>

- ・現地実証を踏まえた輸出に対応した生産管理技術マニュアルを作成
- ・病虫害防除（※6）マニュアルの作成
- ・輸出に対応した経営モデルの作成

<課題②：かんしょ輸出産地を支えるサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発>

- ・未発生地域への感染拡大防止技術の確立
- ・激発地においても持続的な生産が可能となる総合的防除体系の確立
- ・貯蔵いもの感染抑制による貯蔵・流通段階での腐敗低減技術の確立

<課題④：花きの輸出産地づくりに対応した生産技術体系の開発>

- ・開花予測モデル（※7）の生産管理システムへの実装
- ・輸出に対応した長期保管技術マニュアルを作成
- ・輸出検疫に対応できる病害虫防除マニュアルを作成

③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性

本制度の各研究課題については、以上のことから目標達成の可能性は高い。

4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性

ランク：A

①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性

本制度は、輸出拡大に向けた技術的課題を含む輸出等の新需要に対応する研究開発を行うことにより、令和12年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標の達成に貢献することとしており、明確なアウトカム目標を設定している。

また、全ての研究課題において、アウトカム目標を設定している。

【例】

<課題①：いちごの輸出拡大を図るための大規模安定生産技術の開発>

- ・生育予測に基づく労務管理の最適化、病害虫防除の最適化、出荷調整作業の効率化により単位面積あたりの作業時間を10%削減し、的確な栽培管理を実施することで収穫量を10%向上させ、生産規模拡大に貢献する。
- ・全国のイチゴの農業産出額は1829億円（2019年）であり、本技術開発による作業の効率化により10%の作業時間削減を実現し、適切な栽培管理を実施することで10%の収穫量向上を図ることができると仮定すれば、年間183億円の経済効果が期待される。
- ・輸出仕向け生産の増加で、いちごの輸出額を2020年実績（26億円）から2025年には86億円、2030年には253億円に増加させる輸出目標に貢献する。

<課題②：かんしょ輸出産地を支えるサツマイモ基腐病総合的防除体系の開発>

- ・病徴が見られないいもや苗の感染診断が可能となり、圃場における発病リスク診断技術が開発されて、基腐病の発生を未然に防ぐことができることから、国内全てのかんしょ栽培地域（2020年全国作付面積33,100ha）に波及可能である。
- ・基腐病の被害拡大により10a当たり収量や収穫量が減少している中、被害を減らすことにより、かんしょの生産目標量86万トン（2030年）に寄与することができる。被害の大きい宮崎、鹿児島、沖縄3県の生食・加工用、でんぷん原料用、焼酎原料用の生産量を回復することにより、生産ベースで25億円程度の収益増が見込まれ、焼酎などの製品ベースでは数百億円の経済効果が期待される。また、基腐病の発生が関東地域の産地でも広がっていることから被害の拡大が予想されており、防除技術の確立により、上記の数倍の経済効果が期待される。
- ・安定的にかんしょを生産し、貯蔵・流通中のいもの腐敗を抑制することで、輸出額目標28億円（2025年）に貢献できる。

<課題④：花きの輸出産地づくりに対応した生産技術体系の開発>

- ・計画生産技術の確立と、2週間以上の保存期間延長により、実需者の求める時期に輸出に対応した花きの出荷量を確保し、輸出国での信頼を確保。
- ・海外の需要ピーク時に合わせた計画生産と適切な流通保管技術を組み合わせ、現在の輸出量の3倍に相当する輸出仕向け生産を行うことで、年間24億円の経済効果が期待される。
- ・海外の需要期に合わせた輸出向け生産の増加で、切り花の輸出額を2020年実績（8.1億円）から2025年には18.8億円、2030年には46億円に増加させる輸出目標に貢献する。

②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）

公募の際、以下の事項について求めているとともに、外部有識者等を含めた審査委員会において審査することとしており、研究成果の普及・実用化等の道筋の明確化を求めている。

- a. 研究グループには、できる限り農林漁業者等を参画させること。
- b. 研究成果を生産現場等へ迅速に普及・実用化させる観点から、できる限り研究グループに、都道府県普及指導センター、民間企業、協同組合等の機関を参画させるよう求めることとしていること。
- c. 研究終了後、開発した技術の実用化に向けて、研究成果をどのような形で実用化・事業化、普及に結びつけるか、そのためにどのような体制を構築するか、提案書において明確にしておくこと。

5. 研究制度の仕組みの妥当性

ランク：A

①制度の対象者の妥当性

本制度は、現場のニーズを踏まえた明確な研究目標の下、農林漁業者等、民間企業、研究機関、地方公共団体、普及組織等で構成する研究グループを対象者としており、妥当である。

②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

農林漁業者等から聴取して得た輸出拡大における課題を踏まえ、直接現場と接する生産振興部局等と連携して食料・農業・農村基本計画にも資する明確な研究目標を定め、研究課題を設定している。また、以下のとおり、研究評価の実施を含む推進体制を確立しており、進行管理の仕組みは妥当である。

- a. 採択後の各研究課題については、外部有識者や関係行政部局の担当者等で構成する運営委員会において管理。
- b. 課室長級がプログラム・オフィサーとして課題の進捗管理や成果の取りまとめ等を行い、研究総務官がプログラム・ディレクターとして農林水産研究推進事業全体を統括。
- c. 課題実施2年目には中間評価を、4年目には終了時評価を行い、研究の進捗や目標達成状況を評価するとともに、研究継続の妥当性、課題構成や予算配分の重点化等に関する判断を実施。

③投入される研究資源の妥当性

本制度において研究課題を設定して企画競争で公募する際には、研究テーマのみを提示するのではなく、各研究課題において、真に必要な研究内容の詳細（課題の背景、具体的な研究内容等）やこれに係る必要経費（限度額）を明示する。また、応募が1者であっても、当該応募が目標に達し得ないと審査された場合は、再公募を行う。採択された研究コンソーシアムの金額の妥当性についても外部有識者等が審査し、必要があれば経費の見直しを指示する。

【総括評価】

ランク：A

1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

- ・輸出拡大におけるニーズを踏まえ、農林漁業者等、民間企業、大学、研究機関、地方公共団体、普及組織等と連携しながら、輸出拡大における具体的な課題について研究開発を進める制度であり重要性は高い。
- ・輸出拡大・十分な輸出量の確保を念頭に置くと、県を越えた形で国の研究勢力を結集して、総合的、体系的な推進が求められることから、国が関与する本事業は必要性が高い。

2. 今後検討を要する事項に関する所見

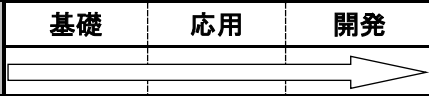
- ・鮮度保持技術や輸送技術は特許だけではなく意匠など権利化しやすい成果が含まれているため、開発者の権利を守りつつも権利取得のための出願を視野に入れて進めていただきたい。また海外の権利取得も踏まえた取組を並行して進めていただきたい。
- ・開発された技術については、サプライチェーンも含め他品目、国内生産への横展開も考慮していただきたい。
- ・輸出拡大だけでなく、国内需要とのバランスを踏まえたうえで進めていただきたい。
- ・農林水産物の輸出拡大を目指すためには、個別課題の積み上げだけではなく、調達、生産、加工・

流通、消費が連携したエコシステムの整備といった観点が必要であり、全体のとりまとめに十分留意していただきたい。

[事業名] 農林水産研究推進事業のうち輸出等新需要対応研究

用語	用語の意味	※ 番号
生産構造	各作目毎の品種や栽培方法が同一の農家、農業法人等のまとまり。	1
サツマイモ基腐病	土中に存在する糸状菌の一種によって起こる病気。地際の茎が黒変し、次第に落葉して萎凋、枯死する。発病株の塊根（いも）は、しょ梗（いもと茎をつなぐ部分）の基部から暗褐色のやや硬く乾いた腐敗がゆっくり進展する。	2
鮮度保持	野菜や果実などをできる限り新鮮な状態に保つこと。	3
青果用かんしょ	国内で生産されるかんしょ（さつまいも）は、用途別に青果用、アルコール原料用、でん粉原料用、加工食品用に分類される。青果用は市場を通して消費される。	4
ジャガイモシストセンチュウ類	ばれいしょを主要な寄主とするシストセンチュウのうち、国内で発生しており農業上重要な被害を及ぼすジャガイモシストセンチュウとジャガイモシロシストセンチュウの2種を指す。	5
病虫害防除	作物が生育する上で障害となる病気や害虫から植物体等を守ること。	6
開花予測モデル	温度、日射量等の環境データと植物の生育データを活用し、開花日を予測するための推計式を作成すること。	7

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名	農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究（拡充）			担当開発官等名	研究企画課 研究統括官（生産技術） 研究開発官（基礎・基盤、環境）
				連携する行政部局	大臣官房政策課技術政策室 大臣官房環境バイオマス政策課 消費・安全局 食品安全政策課（食品安全科学室） 消費・安全局 植物防疫課 農産局農業環境対策課 農産局園芸作物課 農産局技術普及課 畜産局畜産振興課 畜産局飼料課 農村振興局整備部水資源課 農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課 林野庁森林整備部研究指導課 水産庁増殖推進部研究指導課 水産庁増殖推進部漁場資源課 水産庁増殖推進部栽培養殖課
研究期間	H29～R 8（10年間）			総事業費（億円）	75億円（見込） うち拡充分56億円（見込）
研究開発の段階	基礎	応用	開発		
研究課題の概要					
<p><委託プロジェクト研究全体></p> <p>生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するため、「みどりの食料システム戦略」が本年5月に策定されるとともに、「気候サミット」では2030年の46%温室効果ガス（GHG）（※1）の排出削減を目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくことが宣言されるなど2050年カーボンニュートラル（※2）の実現に向けた政府全体の取り組みが強化されている。また、次期生物多様性国家戦略の策定に向けた議論も進められているところである。それらを受け、本プロジェクト研究では、環境負荷を低減する脱炭素型農林水産業の実現、農業の持続性の維持、地域の未利用資源の一層の活用に向けた取組、気候変動の農林水産業への影響低減のための温暖化緩和・適応技術の開発、また、生物多様性保全や病害虫被害対策技術等の開発を行う。</p> <p><課題①：省力的な農業を実現するIPM（※3）と生態系サービス利用技術開発プロジェクト（新規：令和4～8年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を低減し、脱炭素に向けて化学農薬や輸入農業資材への依存から脱却し、環境に配慮した省力的な農業への転換を図るため、ピンポイントの病害虫発生予測を農業者に迅速に提供する病害虫予報技術や収益性にも配慮した新規防除資材のほか、地域に従来から生息する有用昆虫（※4）（花粉媒介昆虫や土着天敵（※5））の活用を促進するための技術を開発する。 <p><課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト（新規：令和4～7年度）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山村地域の過疎化・高齢化等に伴う鳥獣害対策の担い手やベテラン捕獲者が減少する中、野生鳥獣による農林業被害の低減等を図るため、鳥獣被害に対するドローン（※6）・AI等新技術の活用や繁殖抑制等新たな対策技術、ジビエ（※7）の機能性等の評価及び利活用技術を開発する。 <p><課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト（新規：令和4～8年度）></p>					

・森林及び木材の最大活用により地域の雇用・所得の増大とともに炭素の長期・大量貯蔵を実現するため、針葉樹樹皮や竹、生物多様性がもたらす資源等の未利用資源の資源量把握・管理・活用システムを開発するとともに、多様な太さ・品質の国産針葉樹材の高層建築物等への効率的利用に向け、新たな大断面材の開発とICT（※8）を活用した大径材の加工・利用システムを開発する。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト（拡充：令和1年～8年度）>

・2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、畜産分野におけるGHG排出量の更なる削減を図るため低メタン産生牛の育種方法の確立や、新たに和牛等を対象にアミノ酸バランス飼料（※9）等による窒素排せつ量の低減、堆肥化工程等におけるGHG削減技術等の新たな技術開発を行う。

・温室効果ガス削減目標の達成に向けた取り組みを加速化するため、既存船に実装して、漁船のCO2ゼロエミッション（※10）化を実現する電気プラグイン式水素燃料電池（※11、12）推進システムを開発する。また、温暖化の進行に伴う養殖生産物の品質や収量の低下等の被害を適切に回避・軽減するため有害プランクトンの異常増殖により発生する赤潮に対して高い抵抗性を有する養殖魚の作出技術や高水温下でも育成が可能な新規海藻種の養殖技術などの適応技術を開発する。

（参考：継続課題）

<脱炭素・環境対応プロジェクト>

革新的な炭素吸収源対策技術、農業被害をもたらす侵略的外来種の管理技術、林業・水産業における気候変動適応技術等の開発を推進する。

1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標

中間時（2年度目末）の目標	最終の到達目標
<p>①省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫予報サービスのプロトタイプを開発 ・病害虫3種以上について、発生予測等にもとづく予報技術を開発 ・果樹・野菜3種以上について、有用昆虫の生息状況とその営農上のメリットとの関連を推定するためのモデル（β版）を開発 	<p>①省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト（令和8年度終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻の主要病害虫15種の発生予測情報をピンポイントで生産者に提供する病害虫予報技術を開発 ・化学農薬の代替となる新規防除資材を3種以上開発 ・果樹・野菜3種以上について、生産地の特徴から有用昆虫の経済効果を推定するモデルを開発 ・有用昆虫の機能を強化できる農地管理技術を2種類以上開発
<p>②革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローンとAI等を活用した捕獲支援技術を開発し、実証試験を開始 ・ジビエに含まれる機能性成分等を解明 ・経口避妊剤（ワクチン）の候補を開発し、避妊効果の評価を開始 	<p>②革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト（令和7年度終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドローン、AI等の新技術を活用した省力的・効果的な捕獲を支援する技術と繁殖抑制による新たな個体数削減技術を合計5種以上開発
<p>③森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹皮成分の高効率製造法の改良 ・新規木質部材の面内接着技術の開発 ・AIを活用した樹心位置自動測定技術の開発 ・生物多様性ニーズリアルタイムモニタリングシステム（※13）の開発 ・リモートセンシング（※14）による竹資源量把握手法の公表 	<p>③森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト（令和8年度終了）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化石資源由来樹脂を代替する樹皮由来素材を2つ以上創出 ・新しい木質部材の普及を通じて20万立米の国産材の新規需要を創出 ・モデル事業体の収益性を20%向上 ・生物多様性がもたらす有用資源を全国の3地域から各1資源以上発掘 ・低コストで安定的な竹の生産・流通システムをモデル地区2カ所で構築

- ④脱炭素・環境対応プロジェクト（拡充）
- ・乳用牛・肉用牛の検定事業に活用できるメタン発生量推定方式の確立
 - ・アミノ酸バランス飼料を給与した和牛肥育体系における窒素排せつ量低減効果の提示
 - ・家畜排せつ物へのバイオ炭添加による炭素貯留促進堆肥製造技術の確立
 - ・陸上試験装置により、漁船のエネルギー消費量シミュレーションに基づいてシステムの動作確認を完了。
 - ・ブリを対象に赤潮によるへい死に関連する候補遺伝子及び代謝産物を抽出、有害プランクトンに対する抵抗性を維持可能な飼育条件（飼育密度等）や抵抗性を有する家系候補を特定。
 - ・ヒジキ等を対象に人工種苗の周年生産技術を開発し、人工種苗を用いた養殖実証試験を開始。
 - ・産地ごとの有用株の特性を把握。

- ④脱炭素・環境対応プロジェクト（令和8年度終了）
- ・1 畜産経営体からのGHG排出量を30%以上削減するとともに生産性や品質を維持する飼養管理技術等を開発
 - ・既存漁船に実装可能な電気プラグイン式水素燃料電池推進システムを開発。
 - ・ブリやクロマグロの赤潮によるへい死（※15）メカニズムを解明し、赤潮によるへい死を防ぐ新規技術を2種以上開発
 - ・気候変動に対応するための種苗生産や養殖、有用株の作出等に関する技術を3種以上開発し、開発した技術等を活用して3か所以上で試験養殖を開始。

2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（R14年）

開発した技術の現場での実装・普及を通じ、「みどりの食料システム戦略」で掲げられたKPI達成、さらに2050年までにカーボンニュートラル（2030年までに46%の我が国のGHG排出量の削減）実現に貢献するとともに、温暖化による農業・水産業被害を軽減する。また、生物多様性の保全・再生を促進するとともに拡大する鳥獣被害を軽減する。各課題のアウトカム目標は以下のとおりである。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

- ・病虫害予報と既存化学農薬の代替とする防除資材の導入、土着天敵を活用した適時・適切な病虫害管理により、既存の化学農薬の使用量を2割以上削減
- ・地域の花粉媒介昆虫の積極的な利用により、人工授粉を要する果樹栽培の年間労働時間を1割削減

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

- ・野生鳥獣（シカ、イノシシ）による農作物被害を2割削減（約20億円）
- ・ジビエの食肉販売金額の増加（約7億円）

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

- ・未利用樹皮から付加価値を持つ樹脂原料等の製造により、関連事業体で最大で140億/年の市場を創出
- ・新たな大断面木質部材の製造・利用技術の普及により、新たな原木需要として年間27.6万m³（原木価格換算110億円）の新規国産材需要を創出
- ・国産材シェアが5%向上（11万m³の需要増）し、製材業界において約60億円の売り上げ増加
- ・10年後に年間1000件の生物多様性由来の産物等が提供されることにより、全国の自治体等で約180億円/年の市場を創出
- ・全国の竹林約17万haから、新たに年間30万トンの竹が飼料、土壌改良材、高機能素材等に加工・利用されることにより、関連事業体で147億円/年の市場を創出

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

- ・畜産農家の半数に開発した技術を普及した場合、畜産分野におけるGHG排出量の約2割を削減
- ・漁業や養殖業で使用される漁船由来のCO2排出量を2割削減
- ・ブリやクロマグロ養殖における赤潮による漁業被害を回避（約50億円）
- ・海藻の養殖生産量を34万トン（2019年）から49万トン（1999-2009年）まで回復（約940億円分を回復）

【項目別評価】

1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性

ランク：A

①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

気候変動や物流のグローバル化により、病虫害の発生量や分布地域の拡大、農業資材の輸入に伴う海外からの新規病虫害の侵入リスクが上昇している。一方で、農業者の減少や高齢化が進む我が国の農業は、予防的・スケジュール的な化学農薬の散布や海外産の安価な花粉や花粉媒介昆虫に依存せざるを得ないのが現状であり、既存技術による総合的病虫害管理（IPM）の実践や果樹・野菜の授粉作業の持続が困難となりつつある。本課題で開発する病虫害予報技術や環境と収益性に配慮した防除資材、土着の有用昆虫の利用技術は、いずれも病虫害防除や授粉作業の省力化に資するものであり、我が国の農業の実状に即して問題解決を図る重要な課題である。

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

野生鳥獣による被害が営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。こうした中、農山村地域では過疎化・高齢化等に伴い、鳥獣被害対策の担い手やベテラン捕獲者が減少しており、これに対応可能な省力的かつ効果的な被害対策技術の確立が求められている。また、捕獲した鳥獣の利用率は1割に留まり、残りは埋設又は焼却処理をしている状況にあるため、資源として有効活用する観点等からジビエ利用の推進が必要となっている。

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

脱炭素社会を実現するためには、森林及び木材の最大活用により地域の雇用・所得の増大と炭素の長期・大量貯蔵を実現する必要がある。針葉樹樹皮や竹、生物多様性がもたらす資源等の未利用資源の資源量把握・管理・活用システムの開発や、多様な太さ・品質の国産針葉樹材の高層建築物等への効率的利用に向けた新たな大断面木質部材の開発やICTを活用した大径材の加工・利用システムの開発は重要な課題である。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

我が国においては、昨年10月に2050年のカーボンニュートラルの実現、また、本年4月には、2030年度の新たなGHG削減目標として、2013年度から46%削減することを目指すとの新たな方針が示されたところである。

カーボンニュートラルの実現のため、農林水産業からの更なるGHG削減のための革新的技術の開発が求められている。特に、畜産分野においては、家畜の消化管内発酵や家畜排せつ物管理等によるGHGの排出が、我が国の農林水産分野におけるGHG排出量の3割程度を占めており、更なるGHG削減が必要である。また、水産業に由来するCO2排出量は農林水産業全体の27%を占めており、その主要なCO2排出源である漁船を電化することは農林水産業のCO2ゼロエミッションの達成に極めて重要な課題である。他方、魚類養殖においては、有害プランクトンの異常増殖によって発生する赤潮より年間約50億円の漁業被害が発生しており、気候変動に起因する水温上昇により今後さらなる赤潮の発生海域・時期の拡大が予想されている。また、海藻養殖においても水温上昇を起因とする生長阻害等により過去10年間で生産量が約1/4も減少している。このように、養殖生産基盤の弱体化が深刻な問題となっていることから、その回復・強化を図るために気候変動への適応技術の開発が強く求められている。

②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）

本研究では、みどりの食料システム戦略等で取組が求められている革新性・先導性の高い技術開発、技術の社会実装を促進するための実用性の高い技術の確立等を行うこととしている。具体的には、以下のとおりである。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

既存の病虫害発生予察は都道府県の病虫害防除所の職員による巡回調査など、人力に依存する部分が多いため、予察の対象病虫害数や解像度には限界があった。本課題で開発する病虫害予報技術は長期気象予報やAI・ICTを活用して多岐に及ぶ病虫害の発生を網羅的かつピンポイントに予測する技術であり、さらに、発生予測情報をアプリ等により農業者に迅速に提供するものである。これにより、農業者は自身の圃場における病虫害の発生予測に応じた適時適切な防除が可能となる。また、近年、対象となる病虫害にのみ作用する農薬や防除資材の基礎研究が進められている。これら基礎段階の技術研究を加速し、既存の化学農薬よりも環境負荷の小さい防除資材を開発する。さらに、近年の研究により、国内

には土着の花粉媒介昆虫や天敵が豊富に存在することが明らかとなった。これら有用昆虫を積極的に活用する農地管理技術を開発することで、有用昆虫がもたらす生態系サービスを活用した省力的な農業生産が可能となるものであり、先導性・実用性が高い研究である。

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

鳥獣被害対策として、ドローン等を活用した高精度な鳥獣の生息実態把握と捕獲者へのリアルタイム通知技術や、AIを用いてベテラン捕獲者の捕獲効率に影響する要因を解明し、次世代担い手（初心者）の捕獲技術の高位平準化を可能とするツールの開発を行うものであり、先導性、実用性が高い研究である。また、ジビエについては、これまでに知見が得られていない、地域や捕獲方法等に応じた機能性の解明等を行うものであり、先導性、実用性が高い研究である。さらに、我が国で初の経口剤による本格的なイノシシの繁殖抑制方法の実用化に向けた基盤技術の確立の取組を進めるものであり、革新性・先導性が高い研究である。

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

樹皮利用課題は、樹皮から化石資源由来樹脂を代替する木質樹脂を精製する技術の開発のみでなく、高付加価値のテルペン類の抽出や残渣利用など高度なカスケード利用技術も開発する革新性の高い研究である。大断面材課題は、CLTより生産効率が高く等方性に優れた新たな大断面材の開発・普及により、CLTの長所と新材の長所を組み合わせることで大規模建築物の要求性能を十分に満たす建築手法の確立を目指す革新性・先導性の高い研究である。大径材課題は、AIを活用した最適木取り技術や、ICTを活用した丸太品質管理技術を導入した需要マッチングシステムの開発・普及により、国産大径材の高付加価値化と安定供給の実現を目指す革新性・先導性の高い研究である。生物多様性課題は、森林が有する多様な資源に対するニーズをビッグデータからAIを使って解析して「見える化」とするとともに生物多様性がもたらす木質資源・化学資源・アメニティー資源等が森林管理手法の違いによって将来どう変わるかを予測するシステムを開発することにより、地域の生物多様性の持続的な管理手法の確立を目指す革新性の高い研究である。竹課題は、未利用な竹資源を農林複合的に管理・利用するのみでなく、バイオファイナリー技術（※16）により高機能な竹由来製品も生み出す総合利用システムを開発することにより、放置竹林の地域資源への転換を目指す革新性・先導性の高い研究である。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

牛の消化管内発酵により産生されるメタンの排出削減のため、農場レベルで多頭数のメタン産生量の測定を可能とする測定手法の開発、乳中の脂肪酸組成や飼養成績からメタン産生量を推定する手法の開発など、低メタン産生牛を作出するための育種方法を確立するという、これまでにない取組に必要な革新性、先導性、実用性の高い研究を行う。また、家畜排せつ物からのGHG削減のため、乳牛においては泌乳量の多い泌乳前期、肉牛においては肉質が非常に重要視される和牛等を対象としたアミノ酸バランス飼料等を開発し、生産性や品質を維持しながらGHG削減を実現するという、先導性、実用性の高い研究を行う。

漁船の電化には、航行時の低負荷から漁労作業時の高負荷まで幅広い負荷変動に対応可能な水素燃料電池推進システムを開発する必要があり、他の海運船舶や電気自動車等の分野とは異なる技術要素を含むことから、革新性・先導性が高い取り組みである。

また、赤潮対応策に関するこれまでの研究は、生簀の避難や殺藻ウイルス散布等を通じて赤潮規模を低減させるための技術開発であった。一方、本研究では育種技術等を活用して養殖魚そのものの抵抗性を向上させるこれまでとは全く異なるアプローチにより赤潮対応策を強化するものであることから、革新性、先導性、実用性の高い研究である。

海藻養殖技術の開発では、高水温への適応性が高く、気候変動に対応可能なヒジキ等の養殖技術を開発するものであり、人工種苗の生産技術やさらなる高水温適性を有する株の探索・利用を通じて持続的な海藻養殖システムを構築するものであり、先導性、実用性が高い研究である。

2. 国が関与して研究を推進する必要性

ランク：A

①国自ら取り組む必要性

気候変動と環境に関する懸念が世界規模で高まる中、政府としてもグリーン社会の実現に向け、2050

年カーボンニュートラルを目指すとし、食料・農林水産業分野においても、持続可能な食料システムを構築することが急務となっている。これは社会・経済構造の変革を伴うものであり、国自らが先頭に立ち、「みどりの食料システム戦略」等に則し、生産力向上と持続性の両立を既存の優れた技術の活用を含めたイノベーションでの実現を目指す研究開発が必要である。本研究で取り組む課題は、長期的な視野を必要とする、基盤技術の開発から、基盤技術を応用に結び付ける研究開発であること、また、民間主体で実施するにはリスクの高い研究開発であること等から、国が主導し、国立研究開発法人、大学、民間など我が国の幅広い研究勢力を結集して、スピード感をもって総合的に推進することが必要である。さらに、これらの技術は、全国への展開を見据えた標準化が必要となることに加え、農林水産分野の環境施策とともに進める必要があることから、国自らが取り組むべき課題である。

②次年度に着手すべき緊急性

「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた必要な研究開発を開始する必要があることに加え、個別の課題ごとには以下のような緊急性がある。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

気候変動に起因する病害虫の被害が深刻化している（水稻では、トビイロウンカ（※17）による被害：2020年に約7.1万トン発生し、温暖化による発生量の増加や海外からの飛来の早期化も見られる）。本課題で開発する病害虫予報技術は、これら病害虫の発生リスクや発生時期、防除適期を農業者に迅速に提供するものであり、既存の病害虫発生予察に替わる技術として早急に開発する必要がある。あわせて、2018年に施行された改正農薬取締法にもとづき、本年度より既存の農薬についても定期的な再評価が義務化された。これにより再評価によって農薬の承認が取り消される、また、コストの観点からそもそも企業が再評価を申請せずに農薬が失効するなど、今後現場で使用できる化学農薬の種類は減少することが危惧されている。農薬の選択肢の減少への対応として、早急にこれら農薬の代替資材の開発に取り組む必要がある。

花粉媒介昆虫の活用は、農業者の減少や高齢化に対応する省力的な果樹・野菜生産技術開発としての緊急性だけでなく、輸入植物検疫や生物多様性の観点からの緊急性も高い。海外産の花粉には国内未発生の重要病害が感染している場合があり、花粉の輸入に伴って病原菌が国内に侵入するリスクがある。また、花粉媒介用として利用されているセイヨウオオマルハナバチは特定外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、代替種の開発等の取組が求められているところである。これら問題への対応のため、国内の土着の昆虫を利用した生産技術を早急に確立する必要がある。

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

イノシシやシカなど野生鳥獣の生息域の拡大が懸念される中、鳥獣被害対策の担い手の高齢化、ベテラン捕獲者の減少への対応が急務である。これに対応し、野生鳥獣の被害の拡大を防止するためには、野生鳥獣の生息・被害実態を可視化するなど、省力的・効果的な捕獲を支援する新たな技術開発が必要である。また、鳥獣被害対策の初心者は、ワナを仕掛けても捕獲できないことが多いこと等から、初心者でもベテラン捕獲者と同等の捕獲を可能とする技術開発に速やかに取り組む必要がある。本年の鳥獣特措法改正においても、市町村が鳥獣被害対策実施隊の任命にあたり農業者や地域住民といった多様な人材の活用への配慮等の改正が行われ、新たな担い手の捕獲技術の向上に資する技術開発が求められている。さらに、今後の高齢化等に対応するには、従来の捕獲に加え、個体数削減による被害対策の効果の維持・向上を図る新たな繁殖抑制技術の開発に早急に着手する必要がある。ジビエについては、昨年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、ジビエ利用量を2025年度までに倍増するとされ、更なるジビエ利活用の促進が必要である。

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

林業従事者が減少し、地域産業が衰退する中、地域の雇用・所得を増大させ地域コミュニティーを活性化させる取組が急務である。また、2030年の温室効果ガスの政府削減目標（2013年度比46%削減）を達成するには「伐って、使って、植える」の循環サイクルを確立し森林・木材による吸収や排出削減の効果を最大限発揮する必要がある。令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画では、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現に向けて取り組むべき5つの柱施策が新たに掲げられた。大断面材と大径材課題は、5つのうちの「木材産業の競争力の強化」と「都市等における第2の森林作り」に直結する研究、また樹皮利用、生物多様性、竹利用課題は「森林資源の適正な管理・利用」「新たな山村価値の創造」に直結する研究であり、早急に取り組む必要がある。また、新たな建築用

木質部材の開発は、令和3年6月に閣議決定された政府の成長戦略フォローアップにも位置付けられており、高層木造建築物等への炭素の長期・大量貯蔵の実現に向けて早急に取り組む必要がある。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

前述のとおり、我が国は2050年までにカーボンニュートラルの実現等を目指しているが、この実現のための研究は、公共性が高く、中長期的、全国的視点に立って国が取り組む必要がある。

また、農林水産分野では、農林漁業者や農山漁村の個々の取組を面的に広げることにより効果を発現することから、技術開発から普及まで長期間を要することが特徴であり、農林漁業者や農山漁村においてGHG削減技術導入を早期に進める必要がある。特に、牛の低メタン牛作出のための育種方法の確立については、農場における個体の改良を進めるには長期間を要することから、速やかに技術開発に取り組む必要がある。

漁船の電化は再生可能エネルギーの利用によりCO₂ゼロエミッションが可能な分野であるが、現時点で研究開発は進んでいない。「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月閣議決定）では、2030年までに農林水産物・食品で5兆円、そのうち水産物で1.2兆円（2018年時点で0.3兆円）とする輸出額目標を設定しており、その達成に向けてSDGsを重視する国際動向に適合した水産業への転換を早急に図る必要がある。このため、既存船に実装して漁船のCO₂ゼロエミッションを実現する水素燃料電池推進システムの開発は直ちに着手すべき課題である。また、「成長戦略実行計画」（令和3年6月閣議決定）では、2050年までに農林水産業のCO₂ゼロエミッションの実現に向けて漁船の電化を強力に推進するとしている。将来的には既存漁船の改造ではなく、水素燃料電池に最適化された新型の電化漁船を開発・社会実装する必要があるが、本研究で開発する水素燃料電池システムは新型の電化漁船の最も基盤となる技術であることから早急に着手すべきである。

赤潮の発生により養殖魚の大量へい死が毎年200件以上発生し、年間で約50億円の漁業被害が生じている。また、「気候変動影響評価報告書」（令和2年12月公表）によると気候変動に伴う水温上昇により赤潮の発生海域・時期が拡大すると予想されていることから、今後さらなる赤潮被害の拡大が懸念されている。さらに、水温上昇による海藻の生長阻害等により、過去10年間で海藻養殖生産量は約1/4も減少している。このため、養殖生産量の回復・拡大に向けて新たな技術による対策が必要であることから、早急に着手すべきである。

3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性

ランク：A

①研究目標（アウトプット目標）の明確性

研究目標（アウトプット目標）は、前記の通り（「研究課題の概要」の「1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標」）であり、定量的で明確性が高い。

②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか

本課題における研究目標については、以下の点から問題解決のために十分な水準である。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

環境に対する農薬の負荷を軽減させるためには、農薬の散布量を減らすという量的なアプローチと環境への負荷の低い農薬への転換という質的なアプローチの両面から取り組む必要がある。本課題で開発する病害虫予報技術は既存の予防的・スケジュール的な農薬散布体系を適時散布に転換させるものであり、農薬の散布量の低減に大きく貢献する。また、化学農薬の代替となる新たな防除資材や土着天敵の活用を促進する技術の開発は、既存の防除資材の質をより低環境負荷なものに向上させるものである。

花粉媒介昆虫を利用した省力的な農業の実現のためには、まずは農業者が花粉媒介昆虫の存在やその経済的効果を認識・実感し、営農に積極的に活用できる環境を整えることが重要である。本課題により有用昆虫の経済的効果を期待できる産地を科学的根拠をもって明らかにすることで、農業者による利用を促進できる。

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

野生鳥獣捕獲の省力化・効率化技術とともに、捕獲を補完する繁殖抑制による新たな個体数削減技術を合計5種以上開発するものであり、これにより野生鳥獣の生息域・被害の拡大と農山村の高齢化・人口減少に対応する鳥獣被害対策技術体系を確立することが可能となる。

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

本課題で開発される針葉樹樹皮や竹、生物多様性がもたらす資源等の未利用資源の資源量把握・管理

・活用システムにより、地域の未利用資源の高付加価値化と地域産業の活性化が促進されるとともに、化石資源由来の素材を未利用の木質資源由来の素材等に代替していくことが可能になる。また、新たに開発される大断面木質部材やICTを活用した大径材の加工・利用システムにより、高層木造建築物等に多様な太さ・品質の国産針葉樹材を適材適所で供給することが可能となり、木材需要の底上げが可能になる。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

畜産のGHG削減技術については、生産者等が容易に取り組むことのできる技術として開発、提示することとしており、現場での具体的な行動が可能となる。

また、電気プラグイン式水素燃料電池推進システムについては、既存漁船に搭載することでCO2ゼロエミッション化を実現できるものである。育種技術を活用して養殖魚そのものの赤潮抵抗性を向上させる技術や気候変動に適応可能な海藻種の養殖技術を開発することで、環境変動に左右されない強靱な水産物の生産体制を構築することが可能となる。このため、本研究目標の達成は、化石燃料の削減によるCO2排出削減や気候変動への適応に向けた汎用性の高い技術の確立を通じて、水産業における気候変動対策としての緩和策と適応策の両立に大きく貢献することから、本プロジェクトの研究目標は問題解決のための十分な水準である。

③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性

本課題では、基盤となる既往成果（知見）を技術シーズとし、これらの技術の応用、実用化を進めるための高度化、精緻化等を行うものであり、研究目標の達成の可能性は高い。

4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性

ランク：A

①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性

研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標は、前記の通り（研究課題の概要の「2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（令和14年度）」）であり、記載のとおり目標は定量的で明確性が高い。

また、測定指標は、以下のとおり、各課題について明確である。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

- ・国内での病虫害防除に使用される化学農薬の出荷量
- ・有用昆虫の導入地域における労働時間および農薬使用量

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

- ・野生鳥獣による農作物被害額
- ・ジビエの食肉販売金額の増加

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

- ・針葉樹樹皮から新たな高付加価値素材が製造されることにより関連市場に創出される経済効果
- ・新たな大断面木質部材の製造・利用技術の普及により創出される新規国産材需要および経済効果
- ・開発システムの普及により創出される新規国産材需要および製材業界への経済効果
- ・生物多様性がもたらす産物等の提供により全国の自治体等に創出される経済効果
- ・竹資源から製造される高機能・高付加価値素材により関連市場に創出される経済効果

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

- ・畜産分野におけるGHG削減割合
- ・電気プラグイン式水素燃料電池推進システムの普及割合
- ・赤潮による漁業被害額
- ・海藻類の養殖生産量

②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性

研究開発中に得られた成果については、研究開発段階から地方自治体・農林業業者等との連携を図るとともに、成果ごとの知的財産戦略に則り、プレスリリース、成果報告会の開催、特許、論文、技術説

明会等の開催等により、積極的に情報提供・普及活動を行う。また、各課題の性質に応じ、以下のように現場に普及していくことから、研究成果の普及・実用化等の道筋は明確である。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

開発する病害虫予報技術については、本省の消費・安全局植物防疫課と連携し、既存の植物防疫関連のアプリ等の拡張機能として搭載する予定としており、成果の受け渡し先およびその後のサービスの展開方法ともに明確となっている。新規防除資材については、本課題は農業資材メーカーの参画のもとでの実施を想定しており、これにより開発した資材の迅速な製品化が期待できる。有用昆虫の活用技術については、調査や実証を担う機関として都道府県の普及部局等の参画を想定しており、得られた成果の速やかな普及が期待できる。

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

国立研究開発法人等の研究機関、都道府県、大学に加え、研究開発後速やかに社会実装できるよう、技術の製品化等を行う資材メーカー等の民間企業等の参加の下で研究を実施し、捕獲技術については、研究終了後速やかな製品化を進める。また、行政部局や普及指導員と連携し、全国の現場に技術マニュアルを普及する。

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

針葉樹樹皮や竹、生物多様性がもたらす資源等の未利用資源の資源量把握・管理・活用システムの開発では、高付加価値素材を速やかに製品化できるよう、国立研究開発法人等の研究機関、大学に加え、関連する企業、資材メーカー、自治体等の参加の下で研究を実施し、研究開発の段階から製品化に向けた検討を行う。また、新たな大断面木質部材の開発やICTを活用した大径材の加工・利用システムの開発では、開発した部材の規格化や新たな部材とCLT等を組み合わせた工法の標準化等を早期に実現するため、研究期間終了後5年を目処として、開発した木質部材のJAS（日本農林規格）を提案し、建築基準法上の位置付けを確立する。加えて研究成果を展示会や講演会等を通じて発信するとともに、成果を基に技術マニュアルを作成し、行政部局や都道府県、関連企業を通じて全国の生産現場へ成果の普及を加速させる。

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

国立研究開発法人等の研究機関、都道府県、大学に加え、研究開発後速やかに社会実装できるよう、低メタン産生牛の作出に関しては育種改良の関係機関の参加の下で研究を実施する。また、アミノ酸バランス飼料については、飼料メーカーへの情報提供により、GHG削減に寄与する飼料の開発・製品化を促進する。さらに、行政部局や普及指導員、JA営農指導員等と連携し、家畜排せつ物の管理方法等について、全国の現場に技術普及を行う。

漁船の電化にかかわる研究開発では、国立研究開発法人等の研究機関、大学に加え、研究開発後速やかに社会実装できるよう、技術の製品化等を行う民間企業の参加の下で研究を実施し、技術の適用条件や経済的導入効果などを明確にするなど、研究開発の段階から技術普及に向けた検討を行うこととしている。また、行政部局と連携した普及計画の策定や技術移転活動（成果のPR等）、開発した水素燃料電池推進システムを漁業者が導入する際の経費支援制度の創設を進める。また、気候変動に対する適応技術では、本課題終了後、作出した赤潮抵抗性を有する優良系統や高水温に高い適応性を示す海藻株を基に国立研究開発法人や都道府県等の研究機関において選抜・交配を行い、さらなる生産性の向上を図りつつ、適宜生産者への普及を開始することで、気候変動に適応した養殖生産体制の構築を進める。加えて、研究成果を基に技術マニュアルを作成し、行政部局や都道府県、漁協等を通じて全国の生産現場に普及を図る。

5. 研究計画の妥当性

ランク：A

①投入される研究資源（予算）の妥当性

本課題に係る5年間の研究費総額はおよそ75億円で、令和4年度新規事業の初年度予算は、課題①省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト（2.5億円）、課題②革新的な鳥

獣被害低減技術の開発プロジェクト（2.1億円）、課題③森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト（2.9億円）、課題④脱炭素・環境対応プロジェクト（4.8億円）である。

いずれの課題も研究に必要な資材、人件費等を計上している各課題の予算規模も適正であり、投入される研究資源（予算）として妥当である。

<課題①：省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト>

- ・化学農薬の削減（448億円：病虫害予報や化学農薬の代替資材、土着天敵の普及による効果）
- ・病虫害被害の軽減（15億円：病虫害予報によるトビイロウンカの被害軽減効果（年平均））
- ・人工授粉作業の軽減（34億円：リンゴ・ナシの一定面積で花粉媒介昆虫の利用が普及したと想定）

<課題②：革新的な鳥獣被害低減技術の開発プロジェクト>

- ・野生鳥獣による農作物被害の削減（20億円：個体数削減等によりシカ、イノシシによる被害額が2割削減されたと想定）
- ・ジビエの食肉販売金額の増加（7億円：機能性解明による付加価値向上で販売金額が2割向上したと想定）

<課題③：森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト>

- ・針葉樹樹皮（140億円/年：毎年発生する13万2千トンの廃棄樹皮からフェノールを製造したと想定）
- ・大断面部材（110億円/年：新たな部材の普及により国産材需要が27.6万立米/年増加したと想定）
- ・大径材部材（60億円：大径材の安定供給により国産材シェアが5%向上したと想定）
- ・生物多様性（180億円/年：生物多様性由来の産物等が10年後に年間1000件提供されたと想定）
- ・竹循環利用（147億円/年：年間30万トンの竹が飼料、土壌改良材、高機能素材等に加工されたと想定）

<課題④：脱炭素・環境対応プロジェクト>

- ・GHG排出削減量の経済的な効果（135億円：GHG削減量をJ-クレジット（※18）の省エネ等平均販売価格で換算）
- ・漁船の電化（432億円：CO2排出削減によってSDGsを重視する国際動向に適合した水産業への転換により新たにEU向けの養殖魚の輸出が促進したと想定）
- ・赤潮対策（50億円：年間の赤潮被害が回避されたと想定）
- ・海藻養殖（940億円：過去10年間に減少した海藻養殖生産量を回復したと想定）

②課題構成、実施期間の妥当性

本課題は、「みどりの食料システム戦略」に示された極めて野心的なKPI、さらに2050年のカーボンニュートラル達成に向け、化学農薬等の削減に寄与するIPM、生態系サービス利用技術、炭素蓄積に資する森林未利用資源活用技術、GHG排出削減に資する畜産分野からのメタン排出削減と漁船の電化に加えて、近年被害拡大が著しい鳥獣害被害対策技術の開発等を実施し、環境変化対応技術の開発に総合的に取り組むものであり、課題構成は妥当である。

実施期間は研究開発に要する時間を考慮して5年間としているが、毎年度2回程度開催する運営委員会において、研究の進捗状況に応じて課題の重点化や研究終了の前倒し等も含めて検討することとしている。

③研究推進体制の妥当性

採択後の研究推進にあたっては、プログラムディレクター、プログラムオフィサーを設置し、外部専門家や関係行政部局等で構成する運営委員会で進行管理を行う。運営委員会では研究プロジェクトの進捗状況を管理しつつ、進捗状況に応じて研究実施計画や課題構成を逐次見直すなど、適正な推進体制とする。

1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見

・環境負荷を低減する脱炭素型農林水産業の実現、農業の持続性の維持、地域の未利用資源の一層の活用に向けた取組、気候変動による農林水産業への影響低減のための温暖化緩和・適応技術の開発、更には生物多様性保全や病虫害被害対策技術等の開発といった幅広いテーマを行う重要な課題であり、「みどりの食料システム戦略」や「気候サミット」での目標達成に向け、国が関与して研究を推進する意義は非常に高い。

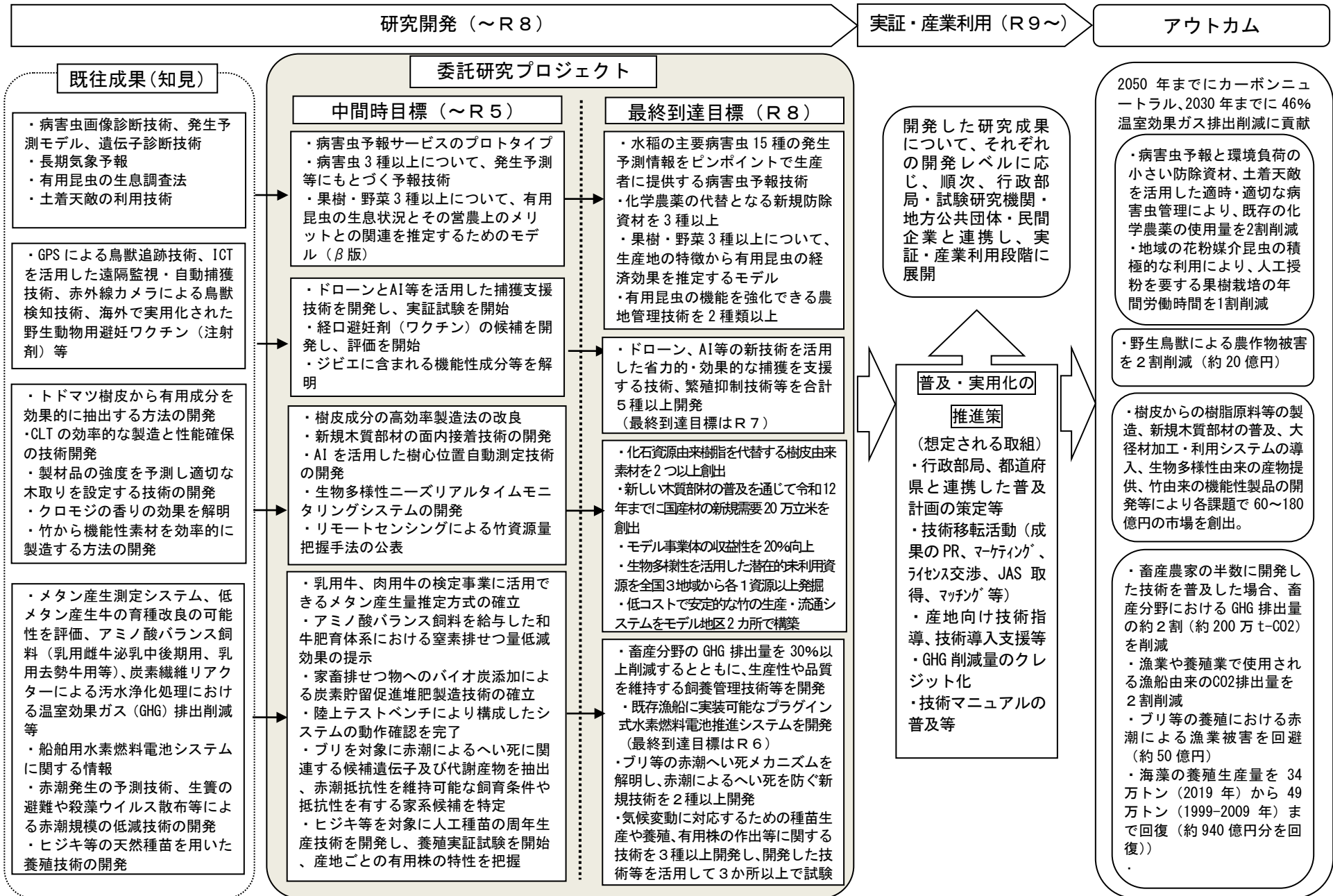
2. 今後検討を要する事項に関する所見

- ・4つの課題の内容のうち、社会実装の時期、技術の到達度、目標が異なっている点を勘案し、応募者に対して誤解の無いように公募のプロセスを進められることが望ましい。また、アウトプット、アウトカム目標については、改めて妥当性を精査したうえで進めていただきたい。
- ・脱炭素の課題（特に燃料電池関係）については、様々な省庁、研究機関で進められている既存のプロジェクトと連携、協同しオールジャパンのような取組を進めていただきたい。
- ・社会実装に向けた制度などを併せて検討いただくことを期待する。

[事業名] 農林水産研究推進事業のうち革新的環境研究

用語	用語の意味	※番号
温室効果ガス (GHG)	大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収し、地表に向かって放出することにより、温室効果をもたらす気体の総称である。人間活動によって増加した主なGHGには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。GHGは、Greenhouse Gasの略。	1
カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いた、実質ゼロとすること。二酸化炭素に限らず、メタン、一酸化二窒素、フロンガスを含む温室効果ガスを対象とする。	2
IPM	Integrated Pest Managementの略。病虫害の防除に関し、化学農薬に過度に依存するのではなく、利用可能なすべての防除技術を利用し、かつ経済性を考慮しつつ総合的に講じる防除手法。	3
有用昆虫	人間の生活に役立つ昆虫のこと。作物生産においては、果樹や野菜の受粉を担う花粉媒介昆虫や、害虫を捕食する土着天敵などがある。	4
土着天敵	害虫を捕食する天敵のうち、もともと圃場あるいはその周辺に生息している個体。生物農薬として散布（放飼）される天敵は含まれない。	5
ドローン	航空法上、「無人航空機」は飛行機、回転翼航空機等であって人が乗る事ができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（200g未満のものを除く）とされており、ドローンは無人航空機の一つ（他にラジコン機など）。赤外線サーモカメラを搭載したドローンで空撮を行うことにより、鳥獣の活動する夜間でも生息実態把握が可能となっている。	6
ジビエ	食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ (gibier) という。全国667処理加工施設において、令和元年度に処理されたジビエ利用量は2,008トン（うち食用1,480トン、ペットフード513トン）。	7
ICT	情報 (Information) や通信 (Communication) に関する技術 (Technology) の総称。	8
アミノ酸バランス飼料	飼料全体のタンパク質量を減らし、不足する必須アミノ酸（リジンなど）を飼料添加物として補充した飼料のこと。この飼料を給与することにより家畜の生産性に影響を与えることなく、家畜排せつ物に含まれる窒素の削減が可能となる。	9
ゼロエミッション	環境に負荷をかける廃棄物等を排出しないこと。本課題では、温室効果ガスを対象に、排出削減対策と吸収源対策により農林水産業全体での排出ゼロを目指す。	10
電気プラグイン式	プラグをコンセントに差し込むことで直接電力を供給できるシステムのこと。水素タンクを組み込んだ水素燃料電池推進システムを電気プラグイン式にし、燃料補給時にシステムごと交換できるようにすることで、水素供給インフラが未整備な現状でも全国の漁港で安全性に十分配慮しつつ水素燃料の利用が可能になる。	11
水素燃料電池	「水素」と空気中の「酸素」を反応させて電気を起こす発電システムのこと。従来の化石燃料のように温室効果ガスや大気汚染物質を排出せず、化学反応に伴うエネルギーを電気エネルギーに直接変換することから発電時のエネルギー効率にも優れている。また、極めて低騒音・低振動であることから、人や自然環境に対する負荷も少ない。水素製造に必要な電力に再生可能エネルギーを用いることで、水素製造から利用までトータルでのゼロエミッションが可能になる。	12
生物多様性ニーズリアルタイムモニタリングシステム	本課題で開発予定のシステム。SNS、写真、Web検索ワードなどインターネット上に存在する森林の生物多様性に関連する膨大なデータ（ビッグデータ）をAI（人工知能）で解析し、位置情報と合わせて今現在どこでどのようなニーズが高まっているかを「見える化」するシステム。具体的な例では、「観光地での森林に対する感想」や「木製品の感想」や「自然素材由来の食品・飲料の感想」などをターゲットキーワードとして、キーワードと位置情報を用いた発信環境の関係解析を行い、様々な地域の生物多様性に対する潜在的なニーズを明らかにする。	13
リモートセンシング	ものを触らずに調べる技術のこと。人工衛星や航空機などを用いて、大気や地表の状況を広域的かつ短時間に観測できるという特長がある。	14
へい死	動物が突然死亡すること。養殖では酸欠や感染症等により魚が死亡することを指す。	15
バイオリフ	植物等の再生可能資源を原料に、燃料（バイオエタノール）や樹脂（バイオプラスチック）	

アイナリー 技術	ク) など様々な製品を製造する技術のこと。	1 6
トビイロウ ンカ	水稻の重要害虫の一種。国内では越冬できないが、中国大陸で越冬した個体が毎年日本に飛来してくる。飛来状況により被害の発生年次変動が大きく、近年の多発時には2013年に4.6万トン（被害額：105億円）、2020年に7.1万トンの被害が発生している。	1 7
J-クレジ ット	温室効果ガスの排出削減や吸収の取組を国がクレジットとして認証する制度。本制度により創出されたクレジットは、クレジット創出者（排出削減、吸収に取り組む者）はクレジット売却益を受け取れるほか、クレジット購入者は、カーボン・オフセットに活用できる等のメリットがある。	1 8



2 革新的環境研究

<対策のポイント>

- みどりの食料システム戦略では、生産性の向上と持続性の両立に向け**化学農薬の使用抑制等**を通じた環境負荷低減、**資源の循環利用や地域資源の最大活用**、**脱炭素等**を目指すこととされています。この戦略の実現に向けた**環境的分野における基盤技術の開発**を推進するため、IPM等に新たに取り組みます。

<政策目標>

- 生産者が、アプリケーションを通して自身の圃場における**病害虫の発生リスクを随時把握できる技術**を確立します[令和8年度まで]
- あらたな**エンカル製品素材**を2つ以上創出します[令和8年度まで]
- **1経営体からのGHGの排出量を30%削減**することが可能な技術を開発します[令和8年度まで]
- 既存漁船に実装可能な**プラグイン式水素燃料電池推進システム**を開発します[令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト

- ・ ICT技術により既存の病害虫発生予察をより精密かつ迅速に実施し、**化学農薬の散布回数を減らす**ピンポイント病害虫予報技術を開発します。

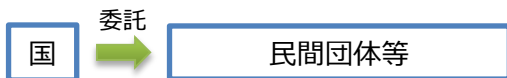
2. 森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト

- ・ 変動が大きい国産針葉樹含有成分を工業原料として安定供給可能にするために必要な**化学特性の解明**とともに、原料等となる**樹皮成分の高効率分離・回収法を開発**します。

3. 脱炭素・環境対応プロジェクト

- ・ 畜産分野におけるGHGの更なる削減のため、**低メタン産生牛作出のための育種方法を確立**するとともに**堆肥化工程等におけるGHG削減技術**などの研究開発を実施します。
- ・ **電気プラグイン式でのエネルギー供給**を可能とする水素燃料電池、水素タンクを一体化した漁船用FCシステムを開発します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 省力的な農業を実現するIPMと生態系サービス利用技術開発プロジェクト



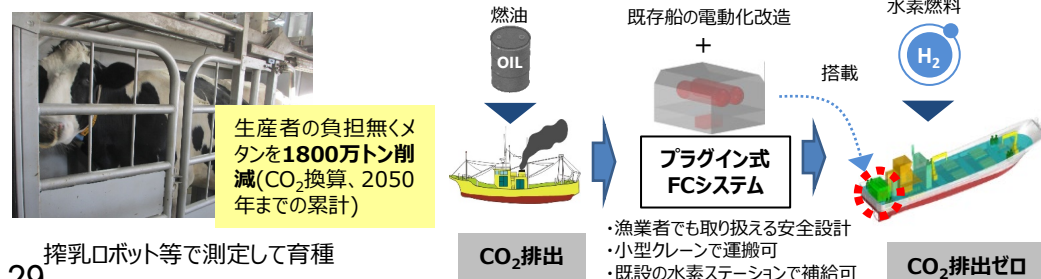
化学農薬の散布回数を減らすピンポイント病害虫予報技術の開発

2. 森林・林業における未利用資源等活用プロジェクト



針葉樹の素材生産量の1~2割に相当する樹皮を有効活用

3. 脱炭素・環境対応プロジェクト



農林水産省政策評価基本計画

令和2年3月31日

農林水産省

目 次

基本理念	1
第1 計画期間	2
第2 政策評価の実施に関する方針	2
1 政策評価の実施に関する基本的な考え方	
2 政策評価の基本的な方式	
第3 政策評価の観点に関する事項	4
第4 政策効果の把握に関する事項	5
1 実績評価における政策効果の把握	
2 総合評価における政策効果の把握	
3 公共事業の事業評価における政策効果の把握	
4 研究開発の事業評価における政策効果の把握	
5 規制の事業評価における政策効果の把握	
6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握	
第5 政策評価の実施体制に関する事項	9
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第6 事前評価の実施に関する事項	14
1 公共事業の事業評価	
2 研究開発の事業評価	
3 規制の事業評価	
4 租税特別措置等の事業評価	
第7 事後評価の実施に関する事項	17
1 実績評価	
2 総合評価	
3 公共事業の事業評価	
4 研究開発の事業評価	
5 規制の事業評価	
6 租税特別措置等の事業評価	
第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	21
第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項	22
第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価 に関する情報の公表に関する事項	22
第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項	23
1 評価手法の改善等	
2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備	
3 その他の事項	

令和2年3月31日農林水産大臣決定
令和2年8月7日一部変更
令和3年7月1日一部変更

農林水産省政策評価基本計画

基本理念

国の行政機関は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）の下で、行政機関の政策について適時に効果を把握し、これを基礎として必要な評価を行い、政策の見直しや改善を図っている。

農林水産省においては、

- ① 農政分野では、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）により、その政策対象を「農業」から「食料・農業・農村」に拡大し、「食料の安定供給の確保」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」という4つの基本理念の下に、
 - ② 林政分野では、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）により、その政策対象を木材の生産を主体としたものから森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るためのものへと転換し、「森林の有する多面的機能の持続的発揮」と「林業の持続的かつ健全な発展」という2つの基本理念の下に、
 - ③ 水産行政分野では、水産基本法（平成13年法律第89号）により、その政策対象を「漁業」から水産加工業・水産流通業も含めた水産業全体に拡大し、「水産物の安定供給の確保」と「水産業の健全な発展」という2つの基本理念の下に、
- 食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定し、おおむね5年ごとにその見直しを行っている。これまでこれらを踏まえた政策評価体系を構築した上で、具体的な政策目標を掲げ政策の効果を定期的に検証し、その評価を踏まえ政策の見直しや改善を行ってきた。

このような中、令和2年3月に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画においては、政策のPDCAサイクルの実効性を高める観点から、合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）やデータに基づく政策評価の推進等が盛り込まれた。

EBPMとは、政策目的を明確化した上で、その目的の達成のために最も効果のある行政手段は何かを合理的根拠に基づいて明らかにするための取組であり、一方、政策評価とは、こうした考えで立案された政策についての効果を検証し、その結果を次の政策の企画

立案及び実施に反映させる取組である。EBPM及び政策評価を通じて、政策のPDCAサイクルの実効性を高めることにより、行政の政策立案能力の向上や職員の意識改革が進み、国民視点に立った効率的で質の高い行政が実現される。

また、EBPM及び政策評価の推進に当たっては、国民視点に立った成果目標（アウトカム）の設定や統計等データの利活用による政策効果の定量的な把握を充実させるとともに、国民に対して農林水産行政の成果や改善点・問題点などをより分かりやすく示すことが重要である。

この基本計画は、政策評価法第6条の規定により、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、農林水産省が行う政策評価（以下「農林水産省政策評価」という。）の実施に関する方針、政策への反映、情報の公開、実施体制などの基本的事項について定めるものである。

第1 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とする。

第2 政策評価の実施に関する方針

1 政策評価の実施に関する基本的な考え方

農林水産省政策評価は、国民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底、国民本位の効率的で質の高い行政の実現及び国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図ることを目的として実施するものとする。

すなわち、国民に対する行政の説明責任の徹底を図るためには、政策評価の結果の公表を通じて、国民に対して農林水産省の使命、政策の目標、政策の具体的内容や成果を明らかにし、農林水産行政の透明性を高める必要がある。

また、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を図るためには、政策評価をPDCAを主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に組み込むことを通じて、農林水産政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、行政サービスのユーザーとしての国民が求める質の高い行政サービスを必要最小限の費用で提供できる効率的かつ効果的な政策運営を推進する必要がある。

さらに、国民的視点に立った成果重視の行政への転換を図るためには、政策評価を通じて、全ての農林水産省の職員が、その使命、政策目標等を再認識した上で、政策の企画立案及び実施に当たって、常に国民に対して行政サービスを提供した結果として実際にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）という観点を重視して行政運営を推進する必要がある。

このような政策評価の目的を踏まえ、農林水産省においては、EBPMとの連携を図りつつ、政策効果に着目した達成すべき目標の設定と、データの活用に基づく政策評価に積極的に取り組むこととする。

なお、農林水産省としては、基本方針を踏まえ、政策評価の重点化・効率化を図りつつ、その着実な実施を図るとともに、評価手法の改良・開発等に努めるものとする。また、「行政事業レビュー」とも密接な連携・補完を図り、これらと適切な役割分担の下で実施することにより、それぞれの機能を十分に発揮させていくこととする。

食料・農業・農村基本計画等のほか、農林水産省が策定する公共事業関係計画についても、計画の達成によって、国民にどのような成果をもたらされるのか（アウトカム）に基づいた目標の設定を基本とし、その評価に積極的に取り組むものとする。

2 政策評価の基本的な方式

(1) 農林水産省政策評価の評価方式は、次の3つを基本とする。

① 実績評価

農林水産省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で、政策分野ごとにあらかじめ目標を設定し、定期的にその目標に対する実績を測定するとともに目標の達成度合いについて評価するもの。

② 総合評価

様々な角度から掘り下げた検討が必要な課題について、「政策」や「施策」と捉えられる行政活動のまとまりを対象に、選択的かつ重点的に評価するもの。

③ 事業評価

公共事業、研究開発など個々の事業について、その効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事前、期中、完了後・終了時に評価・検証するもの（以下「公共事業及び研究開発の事業評価」という。）。

規制（行政目的のために国民の権利や自由を制限し、又は国民に義務を課すものをいう。以下同じ。）の新設又は改廃に係る政策について、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資する観点から、事前、事後に評価するもの（以下「規制の事業評価」という。）。

国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下「租税特別措置等」という。）に係る政策について、租税特別措置等の透明化及び適時適切な見直しに資する観点から、事前、事後に評価するもの（以下「租税特別措置等の事業評価」という。）。

(注1)各評価方式と政策評価法における「事前評価」及び「事後評価」の区分との対応関係は以下のとおり。
実績評価:事後評価
総合評価:事後評価(総合評価は、課題によっては、事前評価、事後評価の性格を併せ持ち得るが、この基本計画上は、便宜的に事後評価とする。)
事業評価:評価時点により事前評価、事後評価のいずれか
(注2)各方式による評価の実施に当たっては、政策評価の対象とする政策がどのような目的の下にどのような手段を用いるものかという対応関係を明らかにした上で行うものとし、その詳細は、農林水産省政策評価実施計画(以下「実施計画」という。)を定める際に併せて示すものとする。

(2) 実績評価については、継続的に政策の効果を測定・評価し、評価結果を速やかに政策の企画立案及び実施に反映させることができるとともに、目標と実績の全体像が国民に分かりやすく示されることにより、外部からのチェックが適切に働くことが期待される。農林水産省においては、当省が行う行政分野全般について政策評価体系を明らかにした上で政策分野ごとに評価を行うものとする。

また、評価を効率的かつ柔軟に実施するため、あらかじめ設定した目標の達成度合いに関して毎年度実績の測定を行う一方、総括的な評価については、業務量・緊急性等を勘案しつつ一定期間経過後に行う。

(3) 総合評価については、特定の課題を設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価を行うものである。農林水産省においては、引き続き、政策評価として評価手法の開発等を行いつつ、適切なタイミングで総合的な評価の実施に取り組むこととする。

(4) 事業評価のうち公共事業及び研究開発の事業評価については、個々の事業の採否の決定や見直し等に資するものである。これら公共事業等については、特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、農林水産省においては、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとする。

規制の事業評価については、規制の新設又は改廃によって発生する効果や負担の評価を行うものである。農林水産省においては、規制の質を向上させることや国民への説明責任を果たすことに資するよう、積極的に取り組むものとする。

租税特別措置等の事業評価については、租税特別措置等の透明化及びその適時適切な見直しに資するものであり、国民や利害関係者等との議論の共通の土台として用いられ、農林水産省内における検討作業や政府における税制改正作業において有効に用いられるよう積極的に取り組むものとする。

第3 政策評価の観点に関する事項

農林水産省政策評価においては、必要性、効率性又は有効性の観点を中心に、必要に応

じて公平性又は優先性の観点から評価を行うことを基本として、政策の特性、評価方式等に応じて適切な観点を選択する。なお、第2で述べた各評価方式について、おおむね、以下の観点を基本に評価を行う。

① 実績評価

実績評価においては、あらかじめ設定した政策効果に着目した達成すべき目標の達成度合いを定期的に測定するものであることから、必要性、有効性の観点からの評価を中心に行うとともに、有効な改善方向の提示に資する観点から十分な要因の分析を行う。政策分野の特性等に応じて、効率性等の観点からの評価も行う。

② 総合評価

総合評価においては、重要課題について様々な角度から掘り下げて分析するものであり、評価の目的が課題ごとに異なることから、課題の特性に応じ、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を適宜、取捨選択することにより評価を行う。

③ 事業評価

事業評価については、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方から見て行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるか、目標に対する達成見込みは十分か、費用負担が公平か、他の政策より優先して実施されるべきかなど、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の観点を中心に評価を行う。

第4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては、EBPMの観点も十分踏まえつつ、統計等データの利活用により、定量的に把握することを基本とする。他方、定量的な把握が困難である場合には、定性的に把握する手法を用いることとするが、可能な限り客観的な情報・データや事実を活用するものとする。なお、政策効果の把握に関する手法は、未だ十分に確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれずに実施するとともに、改善に努める。

また、評価の過程で使用した情報・データ等については、国民からの検証可能性を確保するため、適切に保存するとともに、その概要又はその所在に関する情報を明らかにする。

なお、補助事業等事業実施主体が国でない政策については、国が評価を行うに当たり、政策効果の把握について事業実施主体等の協力を得る必要がある。その場合、必要な情報・データ等の収集・報告の方法等を一連の事業実施手続に組み込むなど、効率的・効果的な把握に努めるとともに、関係者の理解が得られる範囲内で適切な把握に努めるものとする。

1 実績評価における政策効果の把握

実績評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法に基づく基本計画その他農林水産行政の基本となる計画等の進捗状況を見ることを旨とする。すなわち、政策評価体系を明らかにした上で、政策分野ごとに目指すべき姿と目標を設定し、それらの目標に照らした政策効果の把握を行うことを基本とする。
- (2) 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされるのか（アウトカム）に基づいた定量的な目標の設定を基本とする。
しかしながら、政策によっては、
- ① そもそも定量的な目標になじまないもの
 - ② 上位目標であるアウトカムを達成するために、中間的な目標が存在するものやアウトカムの把握に時間を要するもの
 - ③ 定量的なアウトカムの目標は存在するものの外部要因による影響が大きく、その目標では当該分野の政策の有効性等を評価するのに適切と考えられないものがある。このため、政策の特性に照らして適切かつ効果的な評価を行うために必要な場合には、定性的な目標設定、アウトカムを補完する目標設定、政策の実施によりどれだけのサービス等を提供するのか（アウトプット）に着目した目標設定等を行うことができる。
- (3) 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策のうち当省関係の政策で数値目標など達成目標が掲げられた政策については、当該政策と実績評価における政策分野や目標等との関係を適切に示すとともに、その手段を提示し、進捗状況の把握及び必要な分析を行うことに留意する。
- (4) 政策効果の把握に当たっては、要因の分析を十分に行うため、目標値以外の関連情報の収集にも努める。

2 総合評価における政策効果の把握

総合評価については、課題ごとに評価の目的や評価の対象とする政策の特性が異なることから、定量的・客観的な効果の把握を基本としつつ、個々の課題の特性に照らし、適切な手法により効果の把握を行うものとする。

3 公共事業の事業評価における政策効果の把握

公共事業の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。
- (2) 期中の評価については、事業継続等の方針の決定に資する観点から、社会経済情勢

の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

- (3) 完了後の評価については、対象事業等について必要な措置を講ずるとともに、事業の在り方の検討、事業の評価手法の改善等を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等について点検し、改めて、費用対効果分析その他の手法により政策効果を定量的に測定・把握することを原則とする。

4 研究開発の事業評価における政策効果の把握

研究開発の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、研究開発課題決定の適正な実施に資する観点から、研究開発課題決定前の段階において、研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果、目標設定、研究計画、実施体制等の妥当性について把握する。
- (2) 期中の評価については、研究開発課題の継続等の方針の決定に資する観点から、研究の成果の発現状況、社会経済情勢の変化、関連分野の研究開発状況等について点検し、効果を把握する。
- (3) 終了時の評価については、研究成果を総括し、成果の活用・普及に資することに加え、研究開発の在り方の検討、研究開発の評価手法の改善等を行う観点から、研究の成果、効率性、成果の普及・波及性等について点検し、効果を把握する。

5 規制の事業評価における政策効果の把握

規制の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、規制の新設又は改廃の可否、規制の具体的内容やその程度についての検討に資する観点から、規制の新設又は改廃前の段階において、規制の目的、内容、必要性等について把握する。その際、費用及び便益の分析については定量的に把握することを原則とする。
- (2) 事後の評価については、規制の新設又は改廃の判断の鍵となった主要な影響の指標（費用や便益）が、事前評価での想定と実際の間にとれくらい差異があるか、差異がある場合はその理由について把握する。

6 租税特別措置等の事業評価における政策効果の把握

租税特別措置等の事業評価については、以下の点に留意しながら政策効果の把握を行う。

- (1) 事前の評価については、租税特別措置等の新設、拡充又は延長の適正な判断に資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を予測・把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。
- (2) 事後の評価については、既存の租税特別措置等の適時適切な見直しに資する観点から、租税特別措置等の適用数や減収額等を把握するとともに、税収減を是認するような効果をできる限り定量的に把握する。

第5 政策評価の実施体制に関する事項

政策評価の実施に当たっては、農林水産大臣、副大臣、大臣政務官の指示の下、大臣官房政策立案総括審議官が農林水産省政策評価を総括整理し、大臣官房広報評価課（以下「広報評価課」という。）は、政策評価総括組織としてその事務をつかさどるものとする。

また、各局庁の政策評価担当課は、各局庁の政策評価に関する事務の総合調整を行うものとする。

政策評価組織

政策評価総括組織	
大臣官房	広報評価課
各局庁の政策評価担当課	
大臣官房	<p>政策課（命を受けて農林水産省組織令第18条第2号から第5号までに規定する事務を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制）</p> <p>デジタル戦略グループ（命を受けて政策課の所掌に係る事務のうち、農林水産省組織令第18条第1号（デジタル技術を活用した政策の戦略的な推進に係るものに限る。）に掲げる事務並びに広報評価課の所掌に係る事務のうち、農林水産省組織令第19条第3号（情報分析室の所掌に属するものを除く。）及び第5号に掲げる事項に関する事務（デジタル戦略）を掌理する者及び命を受けて当該者の指揮監督を受けて事務を行う者により構成される業務上の体制）</p> <p>地方課災害総合対策室 環境バイオマス政策課 新事業・食品産業政策課 統計企画管理官 総務課 総務課 総務課 総務課 総務課 農村計画課 研究企画課 企画課 企画課</p>
<p>（新事業・食品産業部） （統計部） 消費・安全局 輸出・国際局 農産局 畜産局 経営局 農村振興局 農林水産技術会議事務局 林野庁 水産庁</p>	

1 実績評価

(1) 評価実施主体

実績評価は、広報評価課の総括の下、各政策分野を担当する政策評価担当課が実施する。

(2) 目標及び政策手段の設定

ア 広報評価課は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、各局庁の政策評価担当課と調整の上、政策分野を定める。

イ 政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、事前分析表を作成し、広報評価課に提出する。事前分析表の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。事前分析表においては、食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則し、政策分野の目指すべき姿、目指すべき姿に則した目標、目標を実現するために講じられる予算事業や法制度等の政策手段等を明らかにする。また、政策評価担当課が事前分析表を作成するに当たっては、次の観点に留意する。

- ① 設定された目標及び目標値が政策分野の目指すべき姿に照らして妥当か
- ② 政策手段について、目標と政策手段との関係が適切か、関係する政策分野相互の整合性がとれているか等

ウ 広報評価課は、イにより提出された事前分析表について、次の観点から審査する。

- ① 食料・農業・農村基本計画等の上位計画に則しているか
- ② 国民生活、社会経済、農林水産業等又は農山漁村に対する成果（アウトカム）を具体的に表しているか
- ③ 国民に分かりやすいものとなっているか
- ④ 農林水産省における政策分野相互の整合性がとれているか等

エ 広報評価課は、必要に応じ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見公募手続（以下「意見公募手続」という。）に付した上で、ウにより審査した事前分析表を、農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。

(3) 評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 政策評価担当課は、当該政策分野に関係する課と調整の上、政策評価書案、参考資料及び政策手段一覧を作成し、広報評価課に提出する。評価書の様式は、各府省統一的な標準様式を基本とし、広報評価課長が定める。また、政策評価担当課が政策評価書を作成するに当たっては、実績値の把握方法が妥当かどうか、目標値に対する政策手段の有効性等要因の分析が妥当かどうか、改善・見直しの方向が妥当かどうか等に留意する。

ウ 広報評価課は、イにより提出された評価書案について、客観性が確保されているか、評価結果が妥当かどうか等を審査する。

エ 測定指標単位の目標の達成度合い及び政策分野単位の目標の達成度合いの判定等の評価方法は、実施計画において示すこととする。

オ 広報評価課は、必要に応じ、意見公募手続に付した上で、ウにより審査した評価書に当該年度の実績評価の概要を付し、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で、8月末を目途に公表する。

2 総合評価

(1) 評価実施主体

総合評価は、広報評価課の総括の下、課題に応じて適切な実施体制を整備して行う。

(2) 評価の実施

ア 毎年度の評価スケジュールについては、政策効果の把握の時期を考慮して広報評価課が定める。

イ 各課題の総合評価を担当する部局は、課題の内容に応じて適切な実施体制を整備することとし、広報評価課と連携しつつ、関係部局と協力して総合評価を実施する。評価の実施に複数年を要する課題にあつては、必要なデータの集計等評価の進捗状況を踏まえつつ、年度ごとの成果を示すことを原則とする。なお、総合評価の評価手法等については十分確立されていないことから、総合評価の実施と並行して、必要に応じ評価手法の開発を行う。その他総合評価の実施に関しては、別に定めるところによる。

ウ 総合評価を担当する部局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。

評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

3 公共事業の事業評価

(1) 評価実施主体

公共事業の事業評価は、広報評価課の総括の下、各事業ごとに事業を主管する課（以下「事業主管課」という。）が実施する。

(2) 評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあつては、実施予定地区。以下同じ。）ごとに行う。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それらの効果等について当該他の事業と一体的に評価する。

(3) 評価手順の設定

ア 事業主管課は、事業評価に係る要領等を定め、以下の事項と併せ、毎年度、各局庁の政策評価担当課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出する。また、この際、以下の事項について報告する。

① 事業の評価実施主体

② 当該事業の評価に係る主要な予定及び前年実績

③ 当該年度に事業評価を行う実施地区名等

イ 各局庁の政策評価担当課は、事業評価に関する作業予定について事業主管課と調整を行い、要領等を広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(4) 評価の実施

ア 事業主管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 事業主管課は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

4 研究開発の事業評価

(1) 評価実施主体

研究開発の事業評価は、農林水産技術会議が行う。その際、広報評価課は、政策評価に関する事務を総括し、農林水産技術会議事務局は研究開発の事業評価の庶務を処理する。

(2) 評価手順の設定

ア 農林水産技術会議は、事業評価に係る要領等を定め、農林水産技術会議事務局は、当該要領等を以下の事項と併せ、毎年度、広報評価課に提出する。ただし、事業実施要領等の一部として評価に関する規定を置いている場合は、当該事業実施要領等を提出する。また、この際、以下の事項について報告する。

① 評価対象研究開発の主管課

② 研究開発の評価に係る主要な予定及び前年実績

③ 当該年度に評価を行う評価対象研究開発

イ 広報評価課は、政策評価法との整合を図るほか、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から要領等について審査を行うとともに、当該年度の評価に関する作業予定について調整を行う。

(3) 評価の実施

ア 農林水産技術会議事務局は、評価結果案を取りまとめ、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を確保する観点から審査を行う。

イ 農林水産技術会議事務局は、広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、別紙1に定めるとおりとする。

5 規制の事業評価

(1) 評価実施主体

規制の事業評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに該当する法律又は政令を所管する課（以下「法令所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、大臣官房文書課（以下「文書課」という。）と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、新設又は改廃する規制の内容ごとに行う。なお、関連する規制の内容が同一法令の複数の条項や複数の法令の条項にわたる場合は、個別の事例において発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位（ユニット）で評価を行う。また、当該政策が、政策評価法上の事前評価を義務付けられる規制に該当するか否かについては、法令所管課が判断するものとする。

事後評価は、事前評価の単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、法令所管課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 法令所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。広報評価課は、政策評価法との整合性及び評価の客観性を確保する観点から審査を行った上で文書課に回送し、文書課は、規制の新設・改廃の法令上の妥当性を確保する観点から審査を行う。

イ 法令所管課は、文書課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、事前評価書の公表の時期は、法律案については閣議決定まで、政令案については意見公募手続までとする。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

事後評価書の公表の時期は、広報評価課と協議して決定するものとする。

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価実施主体

租税特別措置等の事業評価は、租税特別措置等を所管する課（以下「租税特別措置等所管課」という。）が実施する。その際、広報評価課は、経営局総務課と連携しつつ、評価に関する事務を総括する。

(2) 評価の実施単位

事前評価は、原則として税制改正要望を行う租税特別措置等ごととし、事後評価は、事前評価の単位を踏まえ、適切な単位により実施する。

(3) 評価手順の設定

広報評価課は、毎年度、当該年度の評価対象、評価スケジュール等について、経営局総務課と調整の上、定める。

(4) 評価の実施

ア 租税特別措置等所管課は、評価結果案を取りまとめ、各局庁の政策評価担当課を通じて、広報評価課に提出する。

イ 広報評価課は、政策評価法との整合性、農林水産省全体としての事業評価の水準を確保し、客観性・統一性を担保する観点から審査を行う。

ウ 租税特別措置等所管課は、経営局総務課及び広報評価課の審査を経た後、農林水産省としての評価結果の決定手続を経た上で公表する。なお、公表の時期は、税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までとする。ただし、税制改正要望の段階で要望の内容を具体化することが困難な場合を除く。

第6 事前評価の実施に関する事項

農林水産省は、事前評価として、公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

1 公共事業の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号。以下「施行令」という。）第3条により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とする。

なお、交付金に係る事業については、政策評価法第9条により評価を義務付けられた個々の公共事業に当たらないため、公共事業の事業評価の対象としない。このことについては、公共事業の事後評価においても同様とする。

(2) 実施時期

新たに事業を採択する時までには評価を実施する。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時までには評価を実施する。

(3) 取組方針

ア 以下の事項等につき、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 事業の必要性
- ② 事業の効率性（費用対効果）
- ③ 事業の有効性
- ④ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向

イ 費用対効果分析その他の手法により、政策効果を定量的に測定・把握するに当たっては、特に以下の事項に留意し、事業の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

なお、このことについては、公共事業の事後評価においても適用する。

- ① 費用対効果分析の結果は、計測された効果と費用の比をもって表示する。
- ② 効果は、可能な限り貨幣化する。
- ③ 効果の算定に当たっては、一般に公表されている統計データ等、客観的なデータを使用し、同一の効果についての重複計測は、排除する。
- ④ 費用及び効果の発生時期の相違を踏まえた現在価値化を行う。
- ⑤ 評価の対象期間は、事業の整備対象施設の耐用年数、効果の発現期間等を考慮して設定する。

ウ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性を検証し、その知見を以後の事前評価にフィードバックする。なお、評価手法の改善に当たっては、第8で定める技術検討会等を活用する。

2 研究開発の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び産学官の連携、競争的環境の整備等、効率的かつ効果的に研究を推進するための研究制度（以下「研究制度」という。）のうち、総事業費10億円以上のものを対象とする。

(2) 実施時期

原則として、新たに研究開発課題を採択する時までに評価を実施する。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時までに評価を実施する。

(3) 取組方針

以下の事項等につき、プロジェクト研究等の特性を踏まえ、適切に実施することとする。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入される研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の妥当性・達成可能性
- ⑤ 研究成果の取扱い

3 規制の事業評価

(1) 評価の対象

政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた規制の新設又は廃に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

原則として、規制の新設又は改廃が法律による場合には、法律案の閣議決定の1か月前までに、政令による場合には、意見公募手続（意見公募手続の適用除外のものについては閣議決定）の2週間前までに評価を実施する。ただし、緊急事態への対処等の事由がある場合には、この限りでない。

(3) 取組方針

規制の政策評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。以下「規制ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ費用と便益を可能な限り定量化又は金銭価値化して分析することとする。ただし、定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明することとする。

- ① 規制の目的、内容及び必要性
- ② 直接的な費用の把握
- ③ 直接的な効果（便益）の把握
- ④ 副次的な影響及び波及的な影響の把握
- ⑤ 費用と効果（便益）の関係
- ⑥ 代替案との比較
- ⑦ その他の関連事項
- ⑧ 事後評価の実施時期等

4 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

租税特別措置等に係る政策のうち、政策評価法第9条及び施行令第3条により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに基本方針I 4キにより評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とする。

(2) 実施時期

租税特別措置等の新設、拡充又は延長に係る税制改正要望を財務省又は総務省へ提出する時までには評価を実施する。

(3) 取組方針

租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承。以下「租特ガイドライン」という。）を踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第7 事後評価の実施に関する事項

農林水産省は、事後評価として、実績評価、総合評価並びに公共事業の事業評価、研究開発の事業評価、規制の事業評価及び租税特別措置等の事業評価を実施する。

また、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業についても、事後評価を実施する。

なお、社会情勢の変化や外部からの要請により政策評価の実施が必要となったものは、政策評価法第7条第2項第3号に区分される評価として、適切に実施する。

1 実績評価

(1) 評価の対象

実績評価の対象は、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを政策分野に分類し、実施計画において示すこととする。

(2) 取組方針

ア 農林水産省の使命、政策目標が、食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及びこれらに基づく基本計画により与えられていることにかんがみ、これら基本法・基本計画の進捗状況を見ることを旨とし、これらに基づいた目標の設定等を行う。

イ 政策の結果として国民にどのような成果がもたらされたか（アウトカム）に基づいた政策評価を行うことを旨とする。

ウ 全ての政策分野について、PDCAのサイクルを徹底することとし、評価結果を翌年度の政策立案に反映させる。

エ 職員の意識改革をより効果的に図るため、自己評価を基本とし、第三者等の意見を聴くことにより客観性の確保等を図る。また、資料等の公開を積極的に行うことにより、透明性を確保する。

オ 評価結果については、単に数値の高低のみに拘泥することなく、より有効な改善・見直しの方向の提示に資する観点から、十分な要因の分析を行う。また、評価結果を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど、行政事業レビューとの連携を図る。

2 総合評価

総合評価の対象は、主として次に掲げる基準等に基づき選定し、実施計画において示すこととする。

- ① 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの
- ② 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの
- ③ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したものの

- ④ 従来の政策・施策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの
- ⑤ 評価を実施してから長期間が経過したもの
- ⑥ 政策評価体系上の政策分野のうち、政策効果の発現に一定の期間を要するもの又は複数の政策分野にまたがるもの

3 公共事業の事業評価

事後評価として、期中の評価及び完了後の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業を対象とし、実施計画において示すこととする。

イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化、事業の変更計画の検討等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の事業にあつては、事業採択から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の事業にあつては、事業採択から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

ウ 取組方針

事前評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施の妥当性について、総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、縮小その他の変更、休止又は中止の方針を決定する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 農林水産業の情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化
- ③ 事業の進捗状況
- ④ 関連事業の進捗状況
- ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向
- ⑥ 事業コスト縮減等の可能性
- ⑦ 代替案の実現可能性（上記の検討の結果、問題があると認められる場合に限る。）

(2) 完了後の評価

ア 評価の対象

原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費10億円以上の事業を対象とし、実施計画において示すこととする。ただし、完了後の評価については政策評価法により義務付けられていないことから、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施する。

イ 実施時期

事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に実施する。ただし、自然災害等の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

事前評価及び期中の評価の結果、事業の実施過程を踏まえ、以下の事項等について点検し、事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価する。

- ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- ② 事業効果の発現状況
- ③ 事業により整備された施設の管理状況
- ④ 事業実施による環境の変化
- ⑤ 社会経済情勢の変化
- ⑥ 今後の課題等

4 研究開発の事業評価

事後評価として、期中の評価及び終了時の評価を実施する。

(1) 期中の評価

ア 評価の対象

原則として、政策評価法第7条第2項第2号及び施行令第2条により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題、国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題及び研究制度のうち、未着手及び未了のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

イ 実施時期

以下の時期に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

- ① 未着手の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未着手のまま5年を経過した時点
- ② 未了の研究開発課題及び研究制度にあつては、当該事業の決定から未了のまま10年を経過した時点
- ③ 対象となる研究開発課題及び研究制度が10年を超えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごと

ウ 取組方針

期中の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、プロジェクト研究等の成果、課題全体の構成及び課題内容等について評価し、当該プロジェクト研究等の各課題の継続の方針を決定する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した（する）研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度、今後の達成可能性

⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

(2) 終了時の評価

ア 評価の対象

以下の研究開発課題及び研究制度のうち総事業費 10 億円以上のものを対象とし、実施計画において示すこととする。

- ① 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究開発課題
- ② 国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発課題
- ③ 研究制度

イ 実施時期

アの①及び③については終了年度の前年度、アの②については終了年度に実施する。ただし、社会経済情勢の変化等により必要と認められるときは、適切な時期に評価を実施するものとする。

ウ 取組方針

終了時の評価に当たっては、以下の事項等について点検し、達成度及び成果について総括評価を行うとともに、成果の活用、普及方法、今後取り組むべき研究開発課題及び研究制度について検証する。

- ① 研究の科学的な意義、社会的・経済的な効果
- ② 投入した研究資源の妥当性
- ③ 研究計画・実施体制の妥当性
- ④ 目標の達成度・今後の達成可能性
- ⑤ 研究成果の実績・インパクト（普及性・波及性）

5 規制の事業評価

(1) 評価の対象

事前評価を実施した規制の新設又は改廃に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

(2) 実施時期

事前評価において示した事後評価の実施時期等を踏まえ、評価を実施する。

(3) 取組方針

規制ガイドラインを踏まえ、以下の事項等について取りまとめを行う。

- ① 事前評価時の想定との比較
- ② 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握
- ③ 考察

6 租税特別措置等の事業評価

(1) 評価の対象

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策を対象とし、実施計画において示すこととする。

(2) 実施時期

基本方針 I 5カ(ア)により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策については、3年から5年に1回の頻度で定期的に評価を実施する。なお、これらの回数には、事前評価を含むものとする。

(3) 取組方針

租特ガイドラインを踏まえ、以下の事項等に留意しつつ分析することとする。

- ① 租税特別措置等の目的、内容及び必要性
- ② 適用数、減収額
- ③ 減収額を是認するような効果
- ④ 補助金等他の政策手段と比しての相当性

第8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- 1 政策評価法第3条第2項第2号により、政策評価の客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、学識経験を有する者の知見を活用するための農林水産省政策評価第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置し、必要に応じて開催するものとする。
- 2 第三者委員会は、農林水産大臣が委嘱した委員により構成する。
- 3 農林水産省各局庁の長及び地方支分部局の長は、技術的・専門的な知見が必要な場合、1の第三者委員会に代えて、評価の対象とする政策・事業の性質、評価方式等に応じて、第三者から成る技術検討会又は次のような方法により、第三者等の知見の活用を図ることができる。
 - ① 学識経験者等からの意見聴取
 - ② 学識経験者等により構成される研究会等の開催
 - ③ 外部研究機関等の活用
- 4 3の技術検討会は、各局庁の長及び地方支分部局の長が開催する。
- 5 第三者委員会等の構成及び運営等に関し必要な事項については、別紙2のとおりとする。

第9 政策評価の結果の政策への反映に関する事項

個別の政策を所管する課等、政策評価担当課及び調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する農林水産省全体の調整を担当する課をいう。以下同じ。）は、政策評価の結果を政策の企画立案（予算要求、組織・定員要求、法令等による制度の新設又は改廃、各種計画の策定等）及び実施に適切に反映するものとする。

政策評価の結果の政策への反映に当たっては、概算要求、税制改正要望等、政策決定に関するスケジュールに配慮し、適切なタイミングで行うものとする。

- 1 実績評価にあつては各政策分野を担当する政策評価担当課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事業評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価結果反映状況案を作成し、広報評価課に提出する。
- 2 広報評価課は、政策評価結果反映状況案について、評価結果が政策に反映されているか等を審査し、農林水産省としての決定手続を経た上で公表する。広報評価課長は、必要に応じて調整部局、各局庁の政策評価担当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。
- 3 公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究開発課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。
- 4 また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にはできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には広報評価課と調整部局が合同ヒアリングを行うなど、関係部局の連携を強化する。

第10 インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項

- 1 政策評価法第10条に規定する評価書の作成及び公表並びに第11条に規定する政策への反映状況の通知及び公表に当たっては、迅速かつ分かりやすく国民に周知するものとする。

- 2 政策評価に関する公表は、農林水産省Webサイトへの掲載、窓口での配布、広報拠点への備え置き、報道発表等、国民が容易に公表内容を入手できる方法で行うものとする。
- 3 評価結果の公表に当たっては、政策評価の透明性や国民からの検証可能性を確保する観点から、第三者委員会の資料及び議事録をはじめとした関連文書、評価の過程で使用した情報・データの概要又はその所在に関する情報、第三者等から聴取した意見とその反映内容も併せて公表する。

第11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

1 評価手法の改善等

- (1) 我が国においては、政策評価の評価手法が未だ十分に確立されていないことにかんがみ、試行錯誤をおそれずに実施し、改善に努めていくものとする。
- (2) 広報評価課は、各局庁の政策評価担当課、事業主管課、農林水産技術会議事務局と連携して、次の点を中心に評価手法等の改善を検討し、可能なものについては逐次実施する。
 - ① 政策目的により合致し政策効果に着目した定量的な目標の設定
 - ② 個々の政策手段ごとの効果の定量的な把握など、政策分野の特性により適した評価手法等の開発
 - ③ 政府全体で行う政策評価との整合性の確保
 - ④ 事後の段階で類似事業の評価手法の共通化を図るなど、事前評価の妥当性の検証を含めた費用対効果分析等の事業評価に係る手法の改善
 - ⑤ 研究によって開発された主要な技術のうち研究終了後一定期間を経過したものについて、そのもたらす波及効果を把握するなどによる研究開発の評価手法の改善
その際、農林水産政策研究所は、大臣官房政策課及び広報評価課と連携し、政策評価に関する調査研究について積極的に取り組むものとする。
また、評価手法等の改善を検討するに当たっては、国民の意見を踏まえるほか、第三者委員会等を活用する。

2 国民の意見・要望を受け付けるための窓口の整備

政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、広報評価課に置くものとし、文書によるほか、農林水産省Webサイトにおいても常時受け付ける。

また、寄せられた意見・要望については、必要な措置を講ずるとともに、その結果を、農林水産省Webサイト上において公表する。

お問合せ先

農林水産省大臣官房広報評価課評価班

〒100-8950

東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1

代表：03-3502-8111（内 3256）

ダイヤルイン：03-3502-5523

F A X：03-6744-1526

御意見・御要望の窓口：<https://www.contactus.maff.go.jp/voice/sogo.html>

3 その他の事項

(1) 政策評価を効率的・効果的に機能させていくため、政策評価を担当する職員の人材の確保と評価能力の向上に積極的に取り組む。

また、政策評価の積極的な推進により無駄の削減にも貢献していくことを機会を捉えて周知し、職員の意識の向上に努める。

(2) この基本計画に定めるもののほか、具体的な評価対象の選定など毎年の評価の実施の詳細については、別に定める。

また、公共事業又は研究開発について、評価手法、評価の実施手順等を総括的に定める必要がある場合は、評価に係る要領等を定めることとし、その策定手続については、第5の3の公共事業の事業評価及び4の研究開発の事業評価に関する規定を準用する。

公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の公表時期

	公共事業	研究開発
事前評価	原則として、事業を採択する時とする。ただし、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。	原則として、研究開発課題を採択する時とする。ただし、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とする。
期中の評価	原則として、個別の地区について予算の概算要求を行う事業については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の事業については3月末とする。	原則として、個別に予算の概算要求を行う研究開発課題及び研究制度については、概算要求書を財務省へ提出する時とし、これ以外の研究開発課題及び研究制度については3月末とする。
完了後の評価 (終了時の評価)	原則として、国及び独立行政法人が事業実施主体となる事業については8月末とし、これ以外が事業実施主体となる事業については3月末とする。	原則として、3月末とする。

農林水産省政策評価第三者委員会等について

第1 委員構成

- 1 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づいて、学識経験を有する者の知見の活用を図るため、評価する政策の企画立案に関与した者以外の第三者である農林水産業関係者、政策評価関係者、消費者、産業界関係者、マスコミ関係者、公認会計士及び弁護士等から選任する10名以内の委員により構成する。
- 2 委員からの要請により参考人を招致することができる。

第2 委員の任期及び選任の基本原則

- 1 委員は、非常勤とする。
- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも50%程度選任する。
- 4 経済・社会全般や食料・農業・農村、林野、水産等の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 5 原則として、委員に占める女性の比率を40%以上とする。
- 6 委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。
- 7 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 8 国又は都道府県その他の関係行政機関に属する者は選任しない。
- 9 評価する政策を調査審議した食料・農業・農村政策審議会、林政審議会及び水産政策審議会の委員は選任しない。
- 10 委嘱時において、3を超える審議会等（国家行政組織法第8条並びに内閣府設置法第37条及び第54条の審議会等をいう。）の委員に就任している者は選任しない。
- 11 委員が任期中に8から10までのいずれかの規定により委員に選任できない者に該当するに至ったときは、その委員を解任する。

第3 運営

- 1 農林水産省政策評価第三者委員会の事務は、広報評価課が行う。
- 2 会議は、公開とする。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、この限りでない。
- 3 会議の資料は、会議終了後、農林水産省Webサイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該決定・公表の後とする。

- 4 会議の議事録については、委員による内容の確認・了承を得た上で、当該会議終了後、農林水産省Webサイト等により公表する。ただし、当該会議が政策等の決定・公表の前に行われる場合にあつては、当該決定・公表の後とする。
- 5 2から4までの規定にかかわらず、個人の権利又は利益を害し、又は害するおそれのある場合、企業秘密に触れ、又は触れるおそれがある場合等は、委員の了承を得た上で会議を非公開とし、及び会議資料を非公表とすることができる。

第4 技術検討会

- 1 各局庁の長及び地方支分部局の長は、政策評価に当たり技術的・専門的な知見が必要な場合、第三者から成る技術検討会を事務的に開催することができる。
- 2 委員の選任に当たっては、技術的・専門的な知見を有する者が多くないことが想定されることから、第2の規定を基本としつつ、学識経験者、公認会計士等から6名以内の委員を選任するよう努める。
- 3 技術検討会の運営に当たっては、第3の2から5までの規定を準用する。
- 4 各局庁の長及び地方支分部局の長は、事業の類似性その他の必要に応じ、共同して技術検討会の開催及び運営を行うことができる。
- 5 農林水産省政策評価第三者委員会の委員は、技術検討会に参加することができる。
- 6 技術検討会の委員及び運営の詳細については、各局庁の長及び地方支分部局の長が別に定めるものとする。

農林水産省における研究開発評価に関する指針
(平成 28 年 3 月 22 日 農林水産技術会議決定)

第 1 趣旨

農林水産技術会議では、平成 27 年 3 月に「農林水産研究基本計画」を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標及びそれを実現するための推進施策を示した。今後、本計画に沿って、行政のニーズに応え、成果が普及に及ぶ研究を促進する取組を強化するとともに、我が国の農林水産業の競争力強化に向けて、研究成果を着実に現場で普及・実用化するため、各種の研究開発評価を着実かつ効率的・効果的に実施する必要がある。

また、平成 24 年 12 月に「国の研究開発評価に関する大綱的指針（内閣総理大臣決定）」が策定されるとともに、平成 27 年 3 月には、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づき新たな「農林水産省政策評価基本計画（農林水産大臣決定）」が定められた。

これらを踏まえた上で、農林水産省における研究開発評価の一層の充実と効率化を図るため、「農林水産省における研究開発評価に関する指針」（平成 23 年 1 月 27 日農林水産技術会議決定）を改定する。

第 2 評価等の種類と評価実施体制

1 評価等の種類

農林水産省における研究開発に関して、以下の評価等を実施するものとする。

ア 農林水産研究基本計画（平成 27 年 3 月 31 日農林水産技術会議決定。以下「研究基本計画」という。）の検証・評価

イ 研究制度評価

ウ 研究課題評価

（ア）委託プロジェクト研究課題評価

（イ）競争的研究資金制度等の研究課題評価

エ 追跡調査・検証

2 評価等の実施主体

評価の実施主体は、農林水産技術会議（以下「技術会議」という。）とし、研究基本計画の検証及び追跡調査・検証の実施主体は農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）とする。

3 評価実施体制

① 研究開発評価を効果的に行うため、技術会議の専門委員によって構成される評価専門委員会を開催する。

② 評価専門委員会を構成する専門委員は、評価対象となる研究基本計画、研究制度又は委託プロジェクト研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）から選任するものとする。この場合、現場への普及につながる研究の促進と我が国の農林水産業及び関連産業の競争力強化に資する観点から、農林漁業者や産業界等の民間の有識者を積極的に選任するものとする。

③ 専門委員の任期は、原則 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- ④ 評価専門委員会は、研究開発評価に関する以下の事項について調査・審議するものとする。
 - ア 評価計画の策定に関すること
 - イ 研究基本計画の評価、研究制度評価及び委託プロジェクト研究課題評価の実施に関すること
 - ウ 評価手法の改善に関すること
 - エ その他必要な事項に関すること
- ⑤ 競争的研究資金制度等の研究課題評価の円滑な実施を図るため、外部専門家等によって構成される研究課題評価分科会を開催する。この場合、研究課題評価分科会を構成する外部専門家等は、評価する研究課題の企画・立案又は実施に直接関与していない者から選任するものとする。
- ⑥ 評価専門委員会の庶務は、農林水産技術会議事務局研究企画課、研究課題評価分科会の庶務は、該当する研究制度の担当課において行う。

第3 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証・評価の趣旨

農林水産省の研究開発の進行管理に活用し、必要に応じて研究施策の見直しや新たな取組に反映させるため、研究基本計画の検証・評価を実施する。

2 検証・評価の対象

検証・評価の対象は、研究基本計画の「第1 農林水産研究の推進に関する施策の基本的な方針」に位置づけられた研究施策及び「第2 農林水産研究の重点目標」に位置づけられた研究開発とする。

3 検証・評価の時期

毎年度、研究基本計画の進捗状況を把握し、研究基本計画策定後概ね5年目に総合的な検証・評価を実施する。

4 検証・評価の方法

(1) 研究基本計画の進捗状況の把握

- ① 事務局は、毎年度、当該年度に実施した研究施策の取組実績・成果について、研究基本計画の内容に沿って取りまとめる。
- ② 事務局は、毎年度、農林水産研究開発の実施状況を研究基本計画の重点目標に沿って整理し、重点目標の達成に向けた研究開発の進捗状況を取りまとめる。

(2) 研究基本計画の検証・評価

- ① 事務局は、各年度に行った(1)の取りまとめの内容を踏まえ、概ね5年目に今後の研究開発の改善方向及び研究施策の推進方向を取りまとめ、これを検証結果とする。
- ② ①の検証結果を踏まえ、事務局は必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて定めた評価項目及び評価基準に従い評価を実施する。
- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で、評価専門委員会の評価として技術会議に報告する。
- ④ 技術会議は③の報告を踏まえて評価を実施するとともに、研究基本計画の見直し、予算の配分等所要の措置を行う。

第4 研究制度評価

1 評価の趣旨

産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進等、効率的かつ効果的に研究を推進し、その成果の普及・実用化を促進するため、研究制度の評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、産学官の連携及び競争的環境の整備、若手研究者の育成や流動性の促進、研究成果の活用促進、地域における農業研究の振興等を目的とした各種の研究制度とする。ただし、当省所管の国立研究開発法人が運営費交付金により自ら実施し又は運営管理する研究制度については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)及び国の研究開発評価に関する大綱的指針に基づいて評価が実施されるものであり、本指針による評価の対象としない。

3 評価の時期

① 評価結果が研究制度の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該研究制度の終了後、後継の研究制度を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 研究制度の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 研究制度の開始前（事前評価）

ウ 研究制度が終了する年度の前年度（終了時評価）

② また、5年以上継続している研究制度については、概ね5年ごとに中間評価を実施する。

なお、中間評価については、研究制度の特性や運営状況から必要な場合には、これ以外の時期にも実施する。

4 評価の方法

① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点を踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

② 事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる研究制度ごとに、それぞれ当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究制度の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、研究制度の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するものとする。

③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価を実施し、技術会議に報告する。この際、研究制度の目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該研究制度の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究制度の見直し又は中止、運用の改善、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究制度の終了時評価の内容が、当該研究制度の後継の研究制度が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第5 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の趣旨

委託プロジェクト研究課題の効率的かつ効果的な企画及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、民間団体等に委託して実施する委託プロジェクト研究課題とする。

3 評価の時期

- ① 評価結果が、研究課題の企画・立案又は見直しに的確に反映されるとともに、当該委託プロジェクト研究課題の終了後、その成果の普及・実用化に向けた研究開発や実証等の施策を切れ目なく展開できるよう、原則として次の時期に評価を実施する。

ア 委託プロジェクト研究課題の企画・立案を行う時期（プレ評価）

イ 委託プロジェクト研究課題の開始前（事前評価）

ウ 委託プロジェクト研究課題が終了する年度の前年度（終了時評価）

- ② また、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題については、原則として、委託プロジェクト研究課題を開始した翌年度に中間評価を実施する。その後は、2～4年ごとに中間評価を実施する。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点踏まえて評価項目及び評価基準を定める。

- ② 事務局（行政部局が専ら委託プロジェクト研究課題を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）は、評価対象となる委託プロジェクト研究課題ごとに、それぞれ当該研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、研究課題の概要資料を作成するとともに、①の評価項目及び評価基準に従い、評価を実施し、評価専門委員会に報告する。この際、委託プロジェクト研究課題の概要資料の一つとして、研究終了時における具体的な数値目標及び当該研究成果が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）を設定するとともに、研究成果の普及・実用化の道筋も含めた研究実施期間中の各年次における到達目標を明らかにしたロードマップを作成するものとする。

- ③ 評価専門委員会は、②の評価について、その妥当性を検討し、必要に応じ修正を行った上で評価し、技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、評価専門委員会は、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取

を行うことができるものとする。

- ④ 技術会議は、評価専門委員会の評価をもって、技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、委託プロジェクト研究課題及びその研究計画の見直し又は中止、委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、委託プロジェクト研究課題の終了時評価の内容が、当該委託プロジェクト研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第6 競争的研究資金制度等の研究課題評価

1 評価の趣旨

競争的研究資金制度等の研究課題の効率的かつ効果的な採択及び実施並びに研究成果の普及・実用化の促進のため、評価を実施する。

2 評価の対象

評価の対象は、競争的研究資金制度等により実施する研究課題とする。

3 評価の時期

原則として、研究課題の採択のために行う事前評価及び研究終了時に行う事後評価を実施するものとする。また、5年以上の研究期間を有する研究課題については、原則として2～4年ごとに中間評価を実施するものとする。

なお、優れた成果が期待され、かつ研究の発展が見込まれる研究課題については、切れ目なく研究が継続できるように、評価の時期に配慮するものとする。

4 評価の方法

- ① 事務局は、必要性、効率性、有効性等の観点から踏まえて評価項目及び評価基準を定める。
- ② 事務局は、評価に当たっては研究制度ごとに研究課題評価分科会を開催する。
- ③ 研究課題評価分科会は、①の評価項目及び評価基準に基づき評価し、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、研究目標の妥当性や研究成果の普及・実用化の道筋、社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）等について十分な審議が行えるよう、研究課題評価分科会は、当該研究課題の実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局から意見聴取を行うことができるものとする。
- ④ 技術会議は、研究課題評価分科会の評価を技術会議の評価とするとともに、評価を踏まえて、研究課題・研究計画の見直し又は中止、研究推進体制の見直し、投入される予算の規模又は配分の見直し等に向けた所要の措置を行う。また、研究終了時に行う事後評価の内容が、当該研究課題の成果の普及・実用化に向けた施策が企画・立案される際に適切に反映されるよう所要の措置を行う。

第7 追跡調査・検証

1 調査・検証の趣旨

農林水産研究が社会・経済に及ぼす効果を把握し、研究開発評価の高度化、研究開発の効果的・効率的な企画及び実施並びに農林水産研究に対する国民の理解の向上等に資するため、研究終了後一定期間経過後の研究成果の普及・活用状況の把握及び分

析を行う追跡調査・検証を実施する。

2 調査・検証の対象

調査・検証の対象は、農林水産省の研究資金（技術会議所管の国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究及び競争的資金等）を活用して行われた研究開発の主要な成果であって、行政部局や民間と連携し、普及・実用化を進めているものとする。

3 調査・検証の時期

調査・検証は、原則として、成果の公表から2年、5年、さらに必要に応じて10年経過時に実施する。

4 調査・検証方法

① 事務局は2の研究開発を実施した研究機関を対象として、当該研究成果の普及・活用状況に関する調査を実施する。その際、当該成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得ること等により、できるだけ普及・活用状況の数量的把握に努める。

② 事務局は①の調査結果の集約及び分析を行い検証結果とし、評価専門委員会及び技術会議に報告する。この際、社会・経済等に及ぼした効果について掘り下げた調査・分析を行うよう努める。また、検証の結果は、今後の研究制度や研究課題の企画・立案、管理及び国民に対する農林水産研究の効果の説明等に活用するものとする。

第8 留意事項

1 政策評価の場合の手続き

政策評価法に基づき農林水産大臣が定める農林水産省政策評価基本計画及び農林水産省政策評価実施計画において政策評価を実施することとされた研究開発については、本指針の他、農林水産省政策評価基本計画に定める評価結果の決定手続きを経た上で公表する。

2 評価の透明性・客観性の確保

技術会議は、評価の透明性を高めるため、評価者と研究実施主体との間で必要な場合、意見交換を行う機会をつくとともに、評価項目、評価基準等を幅広く開示するよう努めることとする。さらに、評価者となる外部専門家等の選任に当たっては、特定の者が長期にわたり評価者となることがないよう、明確な任期を設定するものとする。

また、評価の客観性を確保する観点から、評価に当たっては、研究の効果を定量的に把握することができる評価手法を用いるよう努める。定量的な評価が困難である場合でも、客観的な情報・データ等に基づき評価を行うことに努めるものとする。

3 評価者の責務

評価者は、評価に当たり、公平・公正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、成果を問うだけでなく挑戦を励ます面も重視する。また、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権に関する秘密の保持に十分留意するものとする。

4 研究・技術開発の性格に応じた適切な配慮

評価及び評価結果の反映に当たって、技術会議は、研究開発の段階（基礎、応用、開発）をはじめ、個々の研究・技術開発や研究制度が持つそれぞれの性格を十分に考慮し、その特性に応じた評価等が行われるよう配慮するものとする。この際、成果に係る評価に当たっては、評価者は、原則として研究目標の達成度合いを判定の基準として評価を行うものとするが、併せて実施したプロセスの妥当性や副次的な成果など次につながる成果を幅広い視野から捉えるよう努める。また、評価専門委員会等においては、第7の追跡調査・検証の成果も踏まえ、必要に応じ過去の評価の妥当性や評価手法の改善に関し審議を行うとともに、事務局は、その成果を評価項目及び評価基準等に適切に反映させるものとする。

5 科学技術コミュニケーション活動等への配慮

事務局は、研究開発の内容や成果を国民に対して分かりやすく説明する活動や科学技術を担う人材の育成等の重要性を踏まえ、これらに配慮して研究課題の評価項目及び評価基準の設定を行うものとする。

6 評価の国際的な水準の向上

研究開発の国際化に対応するため、技術会議は評価に当たって、有効と判断される場合には、国際的な水準に照らして評価を行うための指標（ベンチマーク）を検討し評価項目に取り入れる、又は海外で活躍する外部の研究者若しくは海外での活動経験を有する外部専門家等を評価者に登用する取組を進めるものとする。

7 評価結果の活用

評価結果を次の段階の研究開発に切れ目なくつなげるなどの観点から、事務局は、研究開発に係る評価結果を研究機関、研究制度を越えて相互活用するよう取組むものとする。

8 評価に伴う過重な負担の回避

評価に当たっては、研究動向解析システム等のデータベースの活用、既に実施された評価資料の活用及び個々の研究の規模に応じた適切な評価手法の活用等により評価を効率的に行うよう努めるものとする。

第9 評価結果の公表

評価の基礎となったデータ、評価結果及びその理由等、これに基づいて講ずる又は講じた措置並びに評価者名について、事務局長は、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権の取得等に配慮しつつ、インターネットを利用する等国民にわかりやすい形で、積極的に公表するものとする。

第10 その他

農林水産省における研究開発評価に関しては、農林水産省政策評価基本計画及び本指針に定めるもののほか、事務局長が別に定めるものとする。

研究開発評価実施要領

17農会第1740号
平成18年4月17日
最終改正29農会第356号
平成29年7月7日
農林水産技術会議事務局長通知

第1 趣旨

農林水産省における研究開発評価に関する指針（平成28年3月22日農林水産技術会議決定。以下「評価指針」という。）第3に掲げる農林水産研究基本計画の検証・評価、第4に掲げる研究制度評価、第5に掲げる委託プロジェクト研究課題評価、第7に掲げる追跡調査・検証の実施に際しては、同指針に定めるほか、本要領に定めるところによるものとする。

第2 農林水産研究基本計画の検証・評価

1 検証の対象及び実施時期

- ① 農林水産研究の推進に関する施策の検証に係る取組実績・成果のとりまとめは、当該年度の施策を対象として、原則として毎年度3月末までに実施するものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証に係る研究開発の進捗状況のとりまとめは、前年度の研究開発を対象として、原則として毎年度10月末までに実施するものとする。

2 検証の方法

(1) 農林水産研究の推進に関する施策の検証

農林水産研究の推進に関する施策の検証は、研究企画課の総括の下、施策の担当課、研究統括官、研究開発官等が行う。

(2) 農林水産研究の重点目標の検証

- ① 評価指針第3の4の(1)の②に基づき実施する農林水産研究の実施状況の整理は、農林水産省の研究資金（国立研究開発法人への運営費交付金、委託プロジェクト研究、競争的資金による研究等）を活用した研究開発を中心に実施する。この際、農林水産省の研究資金によらない研究開発についても、農林水産研究の重点目標に関するものについては、できる限り進捗状況の把握に努めるものとする。
- ② 農林水産研究の重点目標の検証は、研究企画課の総括の下、該当する研究開発を担当する課、研究統括官、研究開発官等が行うものとする。

第3 研究制度評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新規に又は見直した上で継続しようとする部分とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 予算の単なる大きくくり化によるもの

イ 当該研究制度の開始時の計画等に即して実施規模が拡大することに伴い経費が増加するものであって、研究制度の内容の変更を伴わないもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究制度の内容の企画を行う場合

② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する制度、プレ評価を受けた新規に予算要求を予定している研究制度及び実施中の研究制度のうち新たに又は見直した上で継続しようとする部分であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

① 評価の対象は、5年以上継続している研究制度とする。

② 評価は、研究制度の性格を勘案しつつ、原則として、研究制度の開始又は前回の中間評価から5年度目の年度末までに実施する。

(4) 終了時評価

① 評価の対象は、終了することが確実となった研究制度とする。

② 評価は、原則として、当該研究制度が終了する年度の前年度末までに実施する。

なお、2年以内の短期間の研究制度の場合は、当該研究制度が終了した年度の翌年度までに実施する。

2 評価の方法

① 研究制度評価は、評価指針第4の4の①に基づき農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）が定める評価項目及び評価基準として別表1-1から1-4を原則に実施するものとする。

② 評価指針第4の4の②に基づき実施する研究制度の概要資料の作成及び評価は、研究企画課の総括の下、研究制度の担当課等が実施する。また、事務局（農林水産省の他の局庁及び大臣官房（以下「行政部局」という。）が専ら研究制度を企画・立案又は運営する場合は、当該行政部局）による評価及び評価専門委員会による評価の内容は別添1-1から1-4までの様式に沿って記載する。

③ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添1-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

第4 委託プロジェクト研究課題評価

1 評価の対象及び評価の時期

(1) プレ評価

- ① 評価の対象は、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題とする。ただし、次に該当するものは除く。

ア 委託プロジェクト研究課題開始時の計画において開始が予定されていたもの

イ 予算の単なる大きくくり化によるもの

ウ 外部専門家等による検討会を開催して研究内容の企画を行う場合

- ② 評価は、原則として、事前評価を行う前の適切な時期に実施する。

(2) 事前評価

- ① 評価の対象は、原則として、(1)①ウに該当する委託プロジェクト研究課題、新規に予算要求を予定している委託プロジェクト研究課題及び実施中の委託プロジェクト研究課題のうち新規に予算要求を予定している課題であって、プレ評価を踏まえて引続き新規の予算要求等に向けて検討を進めることとされたものとする。

- ② 評価は、原則として、概算要求を提出するまでに実施する。

(3) 中間評価

- ① 評価の対象は、5年以上の研究期間を有する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、研究を開始した翌年度の末までに実施する。その後は、研究期間に応じて前回の中間評価から2～4年度目の末までに実施する。

(4) 終了時評価

- ① 評価の対象は、研究期間が終了する委託プロジェクト研究課題とする。

- ② 評価は、当初の研究計画の構成や研究の実施状況を勘案しつつ、原則として、当該委託プロジェクト研究課題の終了年度の前年度末までに実施する。

2 評価の方法

(1) プレ評価

- ① プレ評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-1を原則に実施するものとする。

- ② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、委託プロジェクト研究課題を担当する研究統括官、研究開発官又は課長等（以下「担当開発官等」という。）が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、必要に応じ外部専門家又は外部有識者（以下「外部専門家等」という。）からの意見聴取を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップ（評価指針第5の4の②に定めるものをいう。以下同じ。）については別添2-1を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添3-1の様式に沿って記載する。

イ 担当開発官等は、委託プロジェクト研究課題の概要資料の内容及び事務局による評価案について、当該委託プロジェクト研究課題の企画・立案、実施及び成果の普及・実用化に関し連携する行政部局と必要な協議・調整を行った上で、

所要の修正等を行い、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-1の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

(2) 事前評価

① 事前評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-2を原則に実施するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら企画・立案する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、原則として、委託プロジェクト研究課題の担当開発官等が、実施するものとする。

担当開発官等は、プレ評価等を踏まえ、予算要求を行う委託プロジェクト研究課題の内容、目標及び研究成果の普及・実用化の道筋等について更に詳細な検討を行った上で、当該委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価を実施するものとする。また、概要資料のうち、ロードマップについては別添2-2を参考として作成し、評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

③ 評価指針第5の4の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添3-2の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第5の4の④についての必要な事務手続きを行うものとする。

⑤ 事前評価実施後、予算編成の過程で事業内容が変更となった場合又は事前評価時に目標設定について指摘があった場合は、以後の評価を適切に実施するため、できるだけ速やかに目標を再設定するとともに、別添3-5の様式を作成し、評価専門委員会に報告の上、公表するものとする。

(3) 中間評価

① 中間評価は、評価指針第5の4の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表2-3を原則に実施するものとする。この際、委託プロジェクト研究課題を構成する個々の研究課題について、ロードマップに基づいて進捗状況等を点検するとともに、研究開始時点からの当該委託プロジェクト研究課題を巡る情勢の変化等を踏まえ、委託プロジェクト研究課題の継続の適否を検討する。また、継続が適当と認められる場合は、更に研究計画や委託先研究機関の再公募を含む研究推進体制の見直し並びに投入される予算の規模及び配分の見直しの要否等を検討し、以後実施する委託プロジェクト研究課題を適切なものとするよう留意するものとする。

② 評価指針第5の4の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、次の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト

研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-3 を参考として作成することとし、評価案は別添 3-3 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会（研究実施通知第 7 に定めるプロジェクト研究運営委員会をいう。以下同じ。）は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見をとりまとめるものとする。この際、必要に応じ、受託研究者に出席を求めるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-3 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

(4) 終了時評価

① 終了時評価は、評価指針第 5 の 4 の①に基づき事務局が定める評価項目及び評価基準として別表 2-4 を原則に実施するものとする。この際、研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性等について十分な検討を行い当該委託プロジェクト研究課題の終了後に実施される研究成果の普及・実用化に向けた施策が適切なものとなるよう留意するものとする。

② 評価指針第 5 の 4 の②に基づき実施する委託プロジェクト研究課題の概要資料の作成及び事務局（行政部局が委託プロジェクト研究課題を専ら運営する場合は当該行政部局。以下②において同じ。）による評価は、研究企画課長の総括の下、担当開発官等が、原則として、以下の方法により実施するものとする。

ア 担当開発官等は、受託研究者に研究成果等の報告を求め、委託プロジェクト研究課題の概要資料及び事務局による評価案を作成するものとする。この際、概要資料のうち、ロードマップについては別添 2-4 を参考として作成することとし、事務局による評価案は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

イ 運営委員会は、概要資料の内容及び事務局による評価案について、その妥当性を検討し、これらの修正に関する意見をとりまとめるものとする。

ウ 担当開発官等は、運営委員会の意見を踏まえ、概要資料の内容及び事務局による評価結果を決定するものとする。

③ 評価指針第 5 の 4 の③に基づき実施する評価専門委員会による評価の内容は、別添 3-4 の様式に沿って記載する。

④ 事務局長は、評価指針第 5 の 4 の④についての必要な事務手続きを行うとともに、その内容を研究実施主体に通知するものとする。

第 5 追跡調査・検証

1 調査・検証の対象及び実施時期

① 追跡調査・検証の対象は、以下のいずれかに該当する研究成果であって、原則として、成果の公表から 2 年以上 10 年以下のものから選定する。

ア 「農業新技術 200X」（「農業研究及びその成果の普及・実用化推進要綱」（平成

19年10月30日付け19農会第850号農林水産事務次官依命通知)に基づくもの)として選定された研究成果

イ ア以外の成果であって、行政部局と連携して普及・実用化を進めることとされた研究成果のうち社会・経済に与える影響が大きいと見込まれるもの

- ② 調査・検証は、原則として、対象となる研究成果ごとにそれぞれ当該成果が公表された年度から2年後、5年後及び必要に応じて10年後の年度のそれぞれ翌年度10月末までに実施するものとする。

2 調査・検証の方法

- ① 追跡調査・検証は、研究企画課の総括の下、成果を出した研究開発を担当する課、研究統括官及び研究開発官並びに成果を出した独立行政法人の所管課が、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している行政部局や民間の協力を得て、行うものとする。
- ② 事務局が研究開発の委託、補助等を実施する際には、委託契約書等に追跡調査の実施に関する規定を設ける等の措置をとり、調査・検証の円滑な実施を図るものとする。

第6 評価結果等の公表

事務局長は、第2から第5までの検証・評価結果等について、評価専門委員会において、個人情報や企業秘密の保護、知的財産権等に配慮して、非公開とすべきと決定された資料を除き、評価指針第9に基づき公表するものとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ①1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ②1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究制度の科学的・技術的意義	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②他の制度との役割分担から見た必要性 ③次年度に着手すべき緊急性	A：①から③のすべてが明確であり、必要性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、必要性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、必要性は低い
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性 ③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究制度の仕組みの妥当性	①制度の対象者の妥当性 ②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性 ③投入される研究資源の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①から③のうちいずれかが不明確であり、妥当性はやや低い
		C：①から③のうち2つ以上が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：研究制度は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：研究制度は重要であるが、制度の仕組み等の内容の見直しが必要。</p> <p>C：研究制度は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～5の評価項目のすべてがB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性 ②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度 ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究制度の目標の達成可能性は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S：①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い

		C：①及び②ともに不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S：研究制度は予想以上の成果をあげており、高く評価できる。</p> <p>A：研究制度は適切に運営・管理されており、継続することは妥当である。</p> <p>B：研究制度の見直しが必要である。</p> <p>C：研究制度は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究制度の意義	①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い
		A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い
		B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い
		C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度 ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究制度の目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究制度の目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い
		A：研究制度の目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い
		B：研究制度の目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い
		C：研究制度の目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	S：①及び②ともに十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性は非常に高い
		A：①及び②ともに十分に有しており、達成可能性は高い

		B : ①及び②のうち一方が不十分であり、達成可能性はやや低い
		C : ①及び②ともに不十分であり、達成可能性は低い
4. 研究制度運営方法の妥当性	①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	S : ①及び②ともに明確であり、かつ、費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A : ①及び②ともに明確であり、妥当性は高い
		B : ①及び②のうち一方が不明確であり、妥当性はやや低い
		C : ①及び②ともに不明確であり妥当性は低い
<p>[総括評価基準] (注2)</p> <p>1～4の観点を踏まえ、研究制度全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。</p> <p>S : 研究制度は予想以上の成果をあげた。</p> <p>A : 研究制度は概ね目的を達成した。</p> <p>B : 研究制度は目的の達成がやや不十分であった。</p> <p>C : 研究制度は目的の達成が不十分であった。</p>		

(注1) 各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

(注2) 1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

- ① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合(③、④の場合を除く)、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合(④及び評価項目の4がBである場合を除く)、総括評価基準はAとする。
- ④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（プレ評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（獨創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>〔総括評価基準〕（注2）</p> <p>1～5の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、概算要求に向けて検討を進めることが妥当。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、概算要求に向けて検討を進める際は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

- ① 1又は2の評価項目がCである場合、総括評価基準はCとする。
- ② 1及び2の評価項目がB以上である場合（③の場合を除く）、総括評価基準はBとする。
- ③ 1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（事前評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性 ②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	A：①及び②ともに明確であり、重要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、重要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、重要性は低い
2. 国が関与して研究を推進する必要性	①国自ら取り組む必要性 ②次年度に着手すべき緊急性	A：①及び②ともに明確であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が不明確であり、必要性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確であり、必要性は低い
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	①研究目標（アウトプット目標）の明確性 ②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか ③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	A：①から③のすべてを十分に有しており、妥当性は高い
		B：①及び②のうち一方が不十分であり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分又は③が不十分であり、妥当性は低い
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性 ②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	A：①及び②ともに十分に有しており、明確性は高い
		B：①又は②のうち不十分なものがあり、明確性はやや低い
		C：①及び②ともに不十分であり、明確性は低い
5. 研究計画の妥当性	①投入される研究資源（予算）の妥当性 ②課題構成、実施期間の妥当性 ③研究推進体制の妥当性	A：①から③のすべてが明確であり、妥当性は高い
		B：①及び②のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①及び②ともに不明確又は③が不明確であり、妥当性は低い
<p>[総括評価基準]（注2）</p> <p>1～5の観点で踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の3段階で評価を行う。</p> <p>A：委託プロジェクト研究課題は重要であり、内容は適切。</p> <p>B：委託プロジェクト研究課題は重要であるが、内容の見直しが必要。</p> <p>C：委託プロジェクト研究課題は不適切又は、内容の抜本的な見直しが必要。</p>		

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1及び2、効率性は5、有効性は3及び4となる。

（注2）1～5の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として、以下のとおりとする。

①1～5の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

②1～5の評価項目のうち1項目以上がBである場合（①の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③1～5の評価項目のすべてがAである場合、総括評価基準はAとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（中間評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性 ②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	S：①及び②は研究開始時からさらに増しており、必要性は非常に高い
		A：①及び②は研究開始時と同様であり、必要性は高い
		B：①及び②のうち一方が研究開始時から低下しており、必要性はやや低い
		C：①及び②は研究開始時から低下しており、必要性は低い
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①中間時の目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	S：研究が計画を上回る進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は非常に高い
		A：研究が概ね計画のとおり（中間時の目標に対し80%以上の達成率）の進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は高い
		B：研究が計画をやや下回る（中間時の目標に対し80%未満の達成率）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性はやや低い
		C：研究が計画を大幅に下回る（中間時の目標に対し50%未満）進捗で進捗しており、研究目標の達成可能性は低い
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い
		A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い
		B：①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C：①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等） ④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S：①から④のいずれも明確であり、かつ、費用面で当初の見込みよりも効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A：①から④のいずれも明確であり、妥当性は高い

		B：①から④のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C：①から④のうち3つ以上が不明確であり、妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点の踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S：委託プロジェクト研究課題は予想以上に進捗し、高く評価できる。

A：委託プロジェクト研究課題は順調に進捗しており、継続することは妥当である。

B：委託プロジェクト研究課題の見直しが必要である。

C：委託プロジェクト研究課題は中止すべき又は、継続する場合は、抜本的な見直しが必要である。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

委託プロジェクト研究課題評価の評価項目及び評価基準（終了時評価）

評価項目（注1）	評価項目に含まれる事項	評価基準
1. 研究成果の意義	①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	<p>S：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時を上回ると認められ、意義は非常に高い</p> <p>A：研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は研究開始時と同様と認められ、意義は高い</p> <p>B：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は低下しており、意義はやや低い</p> <p>C：研究開始時と比べて、研究成果の独創性、革新性、先導性又は実用性は著しく低下しており、意義は低い</p>
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	①最終の到達目標に対する達成度（注2） ②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	<p>S：研究目標を超える成果をあげており（又は当初の見込みを上回る進捗で進捗し、研究目標を超える成果が期待できることから）、達成度は非常に高い</p> <p>A：研究目標は概ね達成（最終到達目標に対し80%以上の達成率）しており（又は概ね当初の見込みのとおり研究は進捗しており）、達成度は高い</p> <p>B：研究目標をやや下回る成果（最終到達目標に対し80%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをやや下回る進捗で研究は進捗しており）、達成度はやや低い</p> <p>C：研究目標をかなり下回る成果（最終到達目標に対し、50%未満の達成率）となっており（又は当初の見込みをかなり下回る進捗で研究が進捗しており）、達成度は低い</p>
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠 ②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性 ③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度（注3）	<p>S：①から③のすべてを十分に有しており、かつ、当初の見込みを上回る効果が期待できることから、達成可能性及び妥当性は非常に高い</p> <p>A：①から③のすべてを十分に有しており、達成可能性及び妥当性は高い</p>

		B : ①から③のうち不十分なものがあり、達成可能性及び妥当性はやや低い
		C : ①から③のいずれも不十分であり、達成可能性及び妥当性は低い
4. 研究推進方法の妥当性	①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性 ②研究推進体制の妥当性 ③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性	S : ①から③のいずれも明確であり、かつ費用面で計画以上に効率的に研究を推進しており、妥当性は非常に高い
		A : ①から③のいずれも明確であり、妥当性は高い
		B : ①から③のうち不明確なものがあり、妥当性はやや低い
		C : ①から③のうち2つ以上が不明確であり妥当性は低い

〔総括評価基準〕（注4）

1～4の観点を踏まえ、委託プロジェクト研究課題全体の総合的な評価として、次の4段階で評価を行う。

S : 予想以上の成果をあげた。

A : 概ね目的を達成した。

B : 目的の達成がやや不十分であった。

C : 目的の達成が不十分であった。

（注1）各評価項目と「必要性」、「効率性」、「有効性」の観点との対応は、必要性は1、効率性は4、有効性は2及び3となる。

（注2）評価基準における目標の達成率は、原則としてロードマップに位置付けた数値目標に対する実績の割合（数値目標が複数ある場合、それぞれの目標値に対する実績の割合を平均したもの）とする。ただし、これにより難しい場合は、他の適当な方法でロードマップに位置付けた目標に対する到達度合いを判定できるものとし、その判定の考え方を評価個票に記載するものとする。

（注3）研究内容により該当しない場合は、除外して評価を行う。

（注4）1～4の評価項目の総括評価基準への反映は、原則として以下のとおりとする。

① 1～4の評価項目のうち1項目以上がCである場合、総括評価基準はCとする。

② 1～4の評価項目のすべてがB以上である場合（③、④の場合を除く）、総括評価基準はBとする。

③ 1～4の評価項目のすべてがB以上、かつ、3項目以上がA以上である場合（④及び評価項目の4がBである場合を除く）、総括評価基準はAとする。

④ 1～4の評価項目のすべてがSである場合、総括評価基準はSとする。

研究制度評価個票（プレ評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の 概要			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究制度の科学的・技術的意義	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②他の制度との役割分担から見た必要性	
③次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性	
③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性	
②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：
①制度の対象者の妥当性	
②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性	
③投入される研究資源の妥当性	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

順位：○/○

1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う研究制度を選定する観点から、プレ評価対象のすべての研究制度における当該研究制度の優先順位を記載。

研究制度評価個票（事前評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究制度の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究制度の科学的・技術的意義	
2. 国が関与して研究制度を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②他の制度との役割分担から見た必要性	
③次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究制度の目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究制度の目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究制度の目標（アウトプット目標）とする水準の妥当性	
③研究制度の目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性	
②研究成果の活用方法の明確性（事業化・実用化を進める仕組み等）	
5. 研究制度の仕組みの妥当性	ランク：

①制度の対象者の妥当性

②進行管理（研究課題の選定手続き、評価の実施等）の仕組みの妥当性

③投入される研究資源の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 研究制度の実施（概算要求）の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（中間評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究制度の必要性	ランク：
①事前評価後の社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた上での研究制度の重要性	
②引き続き国が関与して研究制度を推進する必要性	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①中間時の目標に対する達成度	
②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
①制度目標の達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
②制度目標の達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	

（注） 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度の継続の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

研究制度評価個票（終了時評価）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の最終の到達目標（アウトプット目標）			
①			
②			
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			

(注) 研究制度の主な目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究制度の意義	ランク：
①研究制度の科学的・技術的、社会・経済的意義	
2. 研究制度の目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①最終の到達目標に対する達成度	
②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究制度が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
4. 研究制度運営方法の妥当性	ランク：
①制度目標達成に向けた進行管理のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
②制度目標達成に向けた研究予算の配分の最適化及び効果的な活用のために実施した取組内容の妥当性	

(注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 1 - 4 に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究制度全体の実績に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

(注) 「ランク」の欄には、本要領の別表1－4に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

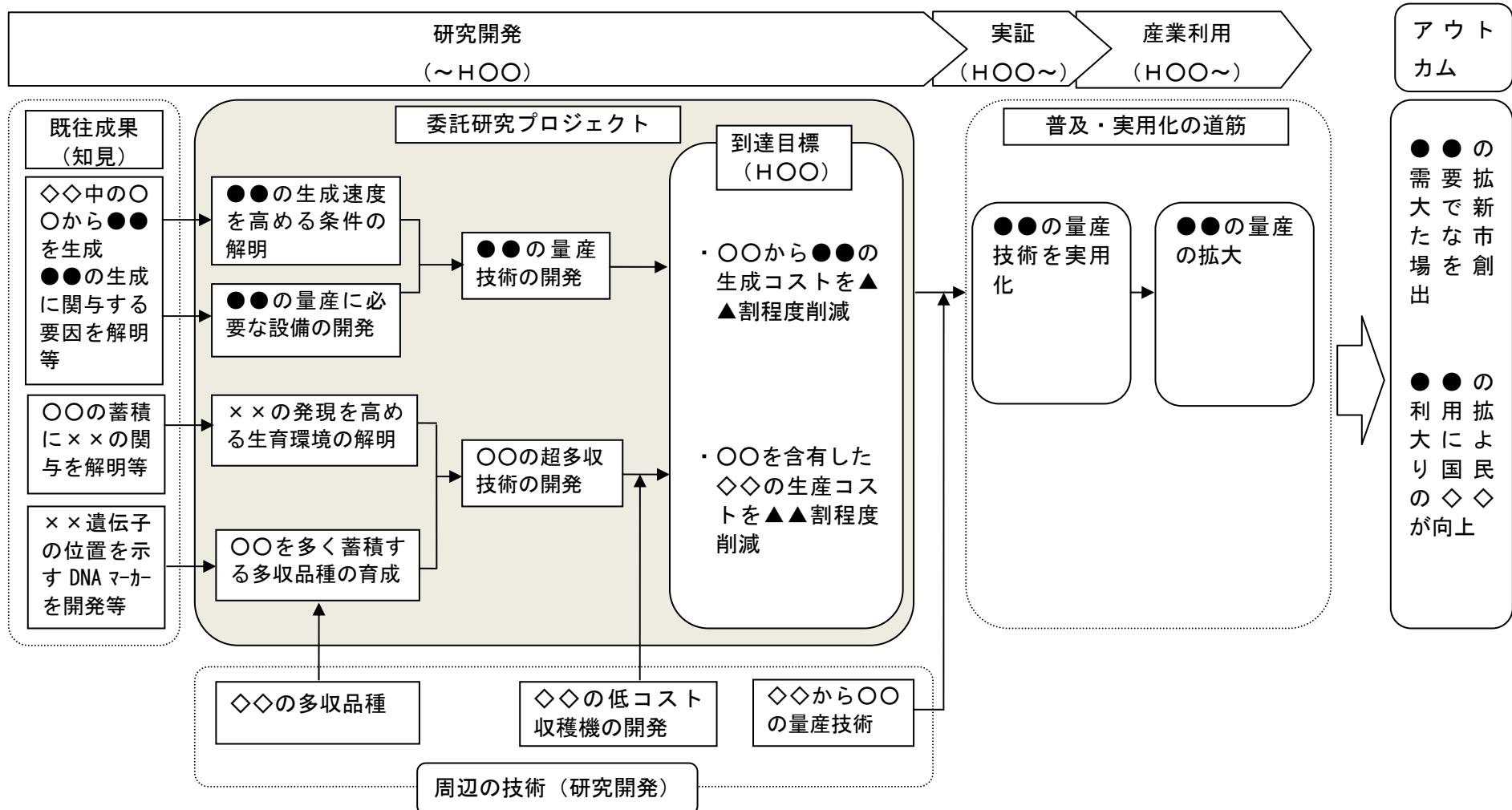
研究制度の概要（更新版）

研究制度名		担当開発官等名	
		連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）	関連する研究基本	重点目標〇
総事業費	〇〇億円（見込）	計画の重点目標	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究制度の概要			
1. 研究制度の主な目標（アウトプット目標）			
中間時（5年度目末）の目標		最終の到達目標	
①		①	
②		②	
2. 事後に測定可能な研究制度のアウトカム目標（H〇〇年）			
①			
②			
事前評価以降の主な変更点			

【ロードマップのイメージ（プレ評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、研究成果の普及・実用化の道筋、アウトカムを表す

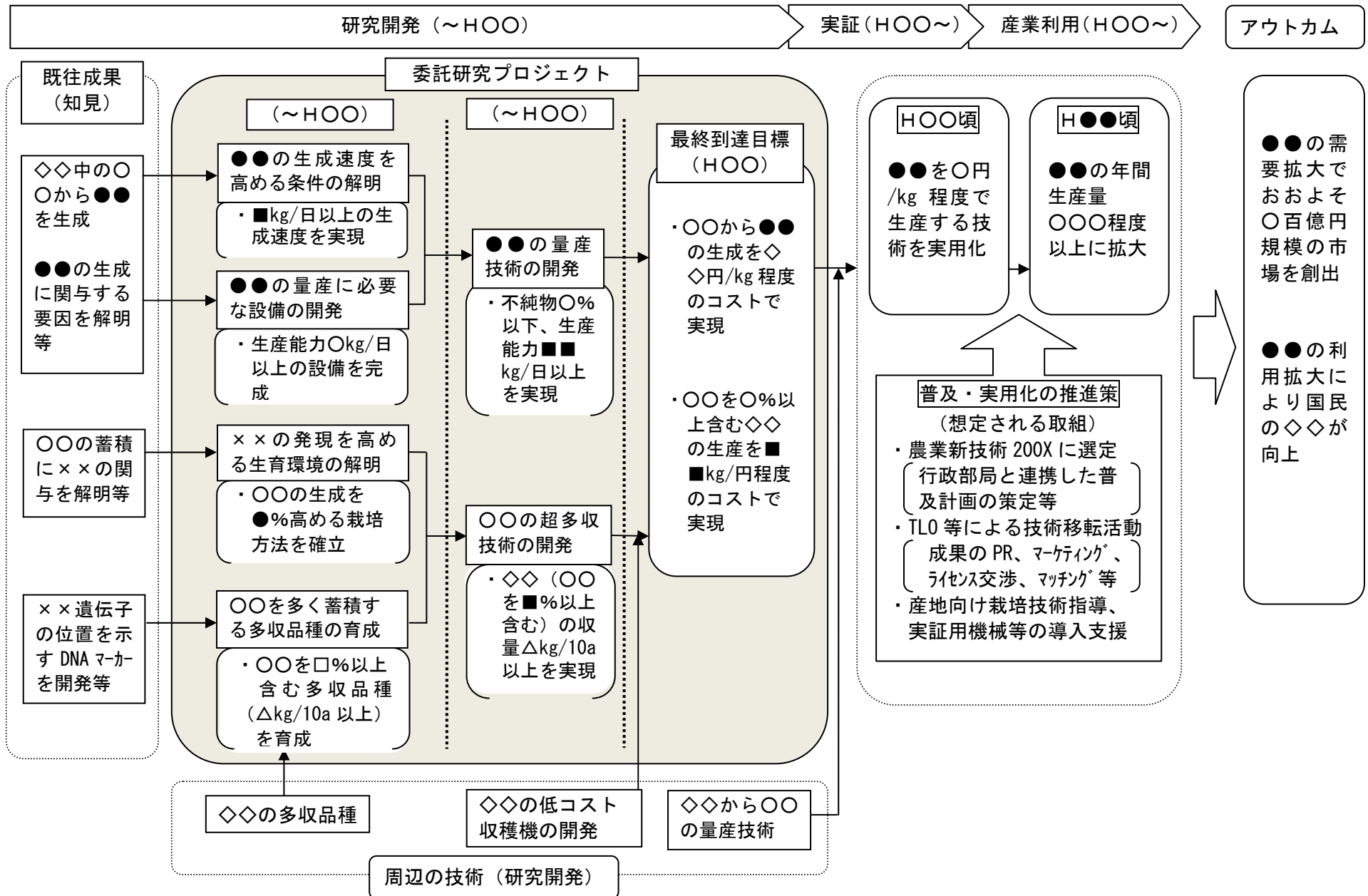
〇〇に必要な◇◇技術の開発（仮称）



【ロードマップのイメージ（事前評価段階）】

ブレークスルーとなる成果（課題）を明らかにするとともに、プロジェクトの到達目標、成果の普及・実用化の道筋と目標、アウトカムを極力数値を用いて表す

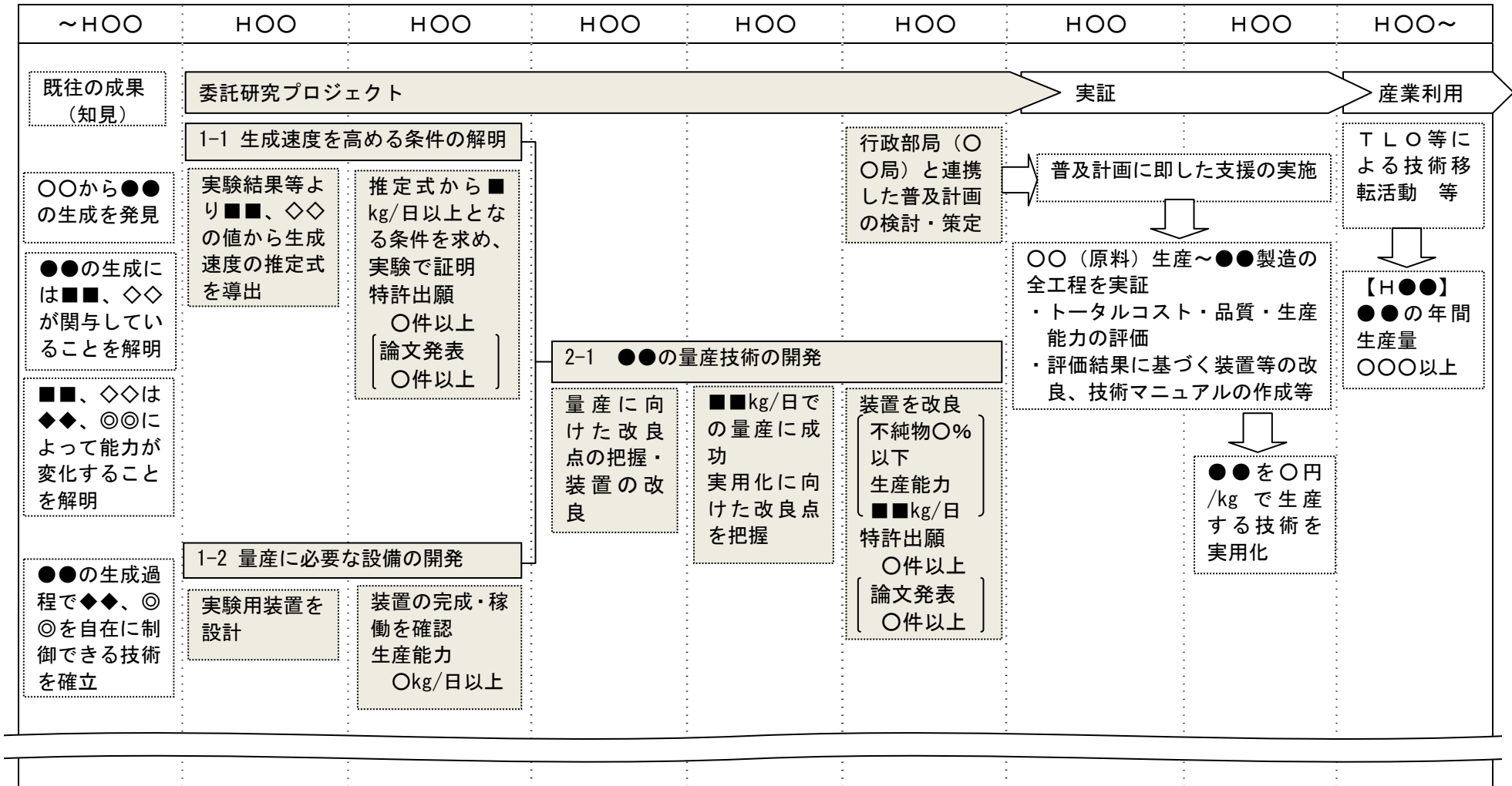
〇〇に必要な◇◇技術の開発



【ロードマップのイメージ（中間評価段階）】

中課題ごとの毎年度（特に中間評価年度）の成果目標、研究成果の普及・実用化の道筋と目標を具体的に示す

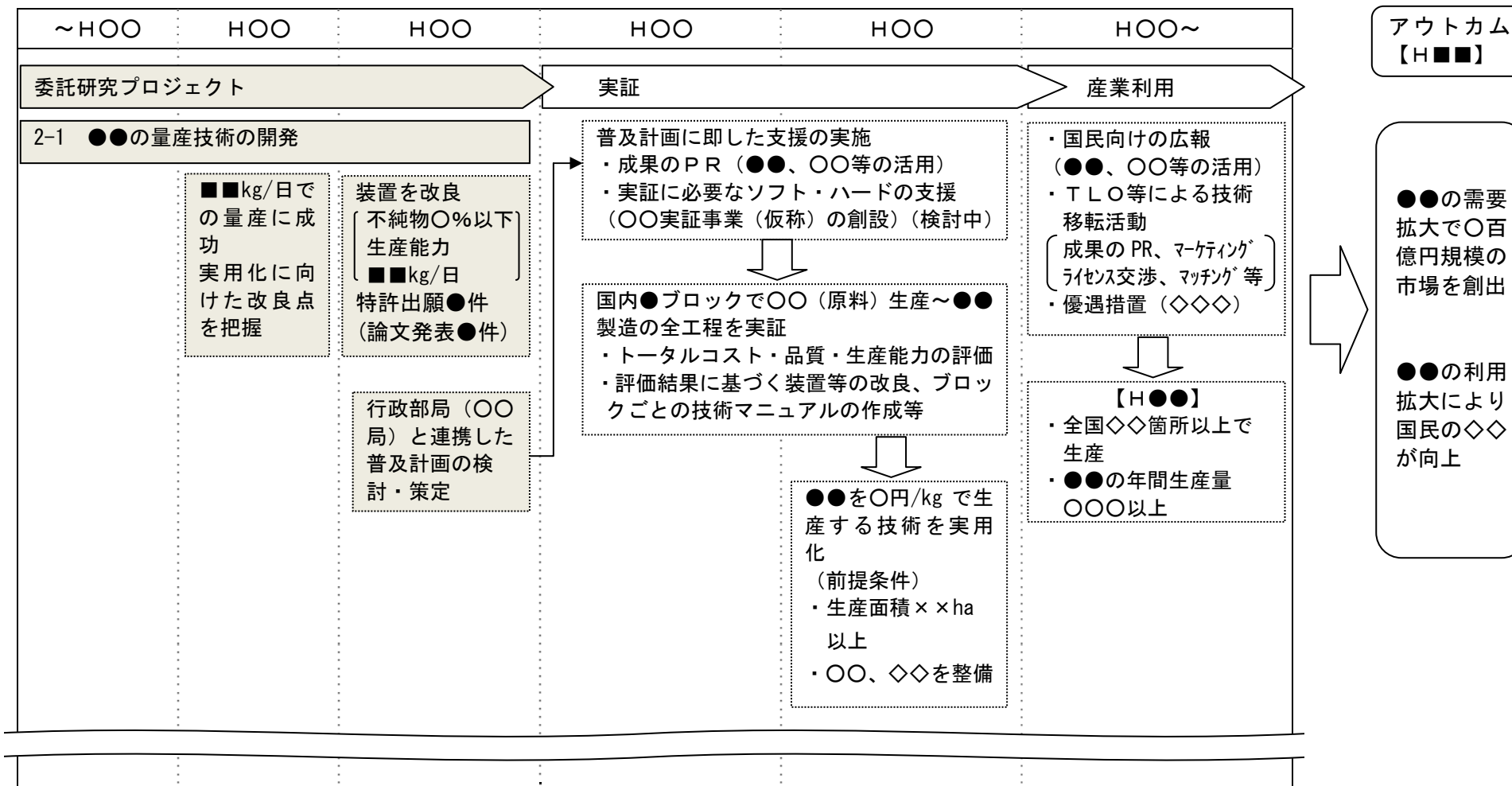
〇〇に必要な◇◇技術の開発



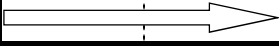
【ロードマップのイメージ（終了時評価段階）】

研究成果の普及・実用化の目標とともに、その対象（ターゲット）、具体的な推進策（メニュー）と取組期間を示す

〇〇に必要な◇◇技術の開発



委託プロジェクト研究課題評価個票（プレ評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇
					〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の 概要					

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のために十分な水準であるか	
③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標の明確性	
②アウトカム目標の達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
①投入される研究資源（予算）の妥当性	
②課題構成、実施期間の妥当性	
③研究推進体制の妥当性	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表 2 - 1 に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

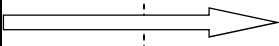
順位：○/○

1. 概算要求に向けた検討継続の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-1に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 「順位」の欄には、限られた予算の中で概算要求を行う委託プロジェクト研究課題を選定する観点から、プレ評価対象のすべての委託プロジェクト研究課題における当該委託プロジェクト研究課題の優先順位を記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（事前評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
					
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

（注）研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること

【項目別評価】	
1. 農林水産業・食品産業や国民生活のニーズ等から見た研究の重要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た重要性	
②研究の科学的・技術的意義（独創性、革新性、先導性又は実用性）	
2. 国が関与して研究を推進する必要性	ランク：
①国自ら取り組む必要性	
②次年度に着手すべき緊急性	
3. 研究目標（アウトプット目標）の妥当性	ランク：
①研究目標（アウトプット目標）の明確性	
②研究目標（アウトプット目標）は問題解決のための十分な水準であるか	
③研究目標（アウトプット目標）達成の可能性	
4. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の明確性	ランク：
①社会・経済への効果（アウトカム）の目標及びその測定指標の明確性	

②アウトカム目標達成に向けた研究成果の普及・実用化等の道筋の明確性	
5. 研究計画の妥当性	ランク：
①投入される研究資源（予算）の妥当性	
②課題構成、実施期間の妥当性	
③研究推進体制の妥当性	

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める評価項目ごとの評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）	ランク：
1. 研究の実施（概算要求）の適否に関する所見	
2. 今後検討を要する事項に関する所見	

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-2に定める総括評価基準（A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（中間評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

【項目別評価】	
1. 社会・経済の諸情勢の変化を踏まえた研究の必要性	ランク：
①農林水産業・食品産業、国民生活の具体的なニーズ等から見た研究の重要性	
②引き続き国が関与して研究を推進する必要性	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①中間時の目標に対する達成度	
②最終の到達目標の今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性とその実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
①研究計画（的確な見直しが行われているか等）の妥当性	

②研究推進体制の妥当性

③研究課題の妥当性（以後実施する研究課題構成が適切か等）

④研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題の継続の適否に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-3に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題評価個票（終了時評価）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
①					
②					
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					

(注) 1 及び 2 の目標について、中間評価の実施を踏まえて変更した場合、変更後の目標をそれぞれ [] 書きで記載するとともに、別添として変更理由を添付

【項目別評価】	
1. 研究成果の意義	ランク：
①研究成果の科学的・技術的な意義、社会・経済等に及ぼす効果の面での重要性	
2. 研究目標（アウトプット目標）の達成度及び今後の達成可能性	ランク：
①最終の到達目標に対する達成度	
②最終の到達目標に対する今後の達成可能性とその具体的な根拠	
3. 研究が社会・経済等に及ぼす効果（アウトカム）の目標の今後の達成可能性と その実現に向けた研究成果の普及・実用化の道筋（ロードマップ）の妥当性	ランク：
①アウトカム目標の今後の達成の可能性とその具体的な根拠	
②アウトカム目標達成に向け研究成果の活用のために実施した具体的な取組内容の妥当性	
③他の研究や他分野の技術の確立への具体的貢献度	
4. 研究推進方法の妥当性	ランク：
①研究計画（的確な見直しが行われてきたか等）の妥当性	

②研究推進体制の妥当性

③研究の進捗状況を踏まえた重点配分等、予算配分の妥当性

- (注) 1. 「ランク」の欄には、本要領の別表2-4に定める評価項目ごとの評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。
2. 評価個票の記述の中で引用した情報・データについては、その出典（引用文献、URL等）を明記すること。また、専門用語については、適宜注釈を加えること。

【総括評価】 ※総括評価の欄は、評価専門委員会において記載（事務局による評価段階では空欄）

ランク：

1. 委託プロジェクト研究課題全体の実績に関する所見

2. 今後検討を要する事項に関する所見

- (注) 「ランク」の欄には、本要領の別表2-4に定める総括評価基準（S・A・B・C）の中で最も近いと考えられるものを選択し、記載。

委託プロジェクト研究課題の概要（更新版）

研究課題名				担当開発官等名	
				連携する行政部局	〇〇局〇〇課（〇〇班）
研究期間	H〇〇～H〇〇（〇年間）			総事業費（億円）	〇〇億円（見込）
研究開発の 段階	基礎	応用	開発	関連する研究基本 計画の重点目標	重点目標〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
研究課題の概要					
1. 委託プロジェクト研究課題の主な目標					
中間時（2年度目末）の目標			最終の到達目標		
①			①		
②			②		
2. 事後に測定可能な委託プロジェクト研究課題全体としてのアウトカム目標（H〇〇年）					
①					
②					
事前評価以降の主な変更点					

（注）必要に応じてロードマップも修正すること。（研究課題の概要は、ロードマップの内容と整合をとること。）

農林水産技術会議評価専門委員会 委員名簿

(令和3年4月1日時点)

(◎: 座長 ○: 座長代理)

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
いぬぶし かずゆき 犬伏 和之	千葉大学名誉教授 グランドフェロー 大学院園芸学研究院 特任研究員
◎ おおくろ としや 大黒 俊哉	国立大学法人東京大学大学院 農学生命科学研究科 教授
おかざき えみこ 岡崎 恵美子	国立大学法人東京海洋大学 客員教授
かわしま ゆみえ 椛島 裕美枝	イオン株式会社 環境・社会貢献部 マネージャー
さかきだ みどり 榎田 みどり	農業ジャーナリスト
しみず ほづみ 清水 ほづみ	清水牧場
とのむら れいこ 外村 玲子	中村合同特許法律事務所 弁護士
○ にしの かずみ 西野 和美	国立大学法人一橋大学 経営管理研究科 准教授
まゆずみ さよ 黛 佐予	有限会社妙義ナバファーム 取締役
まるた ひろし 丸田 洋	株式会社穂海 代表取締役社長
みずおち たかし 水落 隆司	三菱電機株式会社 執行役員 ビジネスイノベーション本部 副本部長

任期: 令和2年12月25日~令和4年12月24日